

第百九回国会 農林水産委員会 議 録 第 八 号

昭和六十二年九月二日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 玉沢徳一郎君

理事 近藤 元次君

理事 月原 茂晴君

理事 松田 九郎君

理事 水谷 弘君

理事 上草 義輝君

理事 大原 一三君

理事 木村 守男君

理事 小坂善太郎君

理事 谷垣 慎一君

理事 保岡 興治君

理事 山崎平八郎君

理事 坂上 富男君

理事 田中 恒利君

理事 前島 秀行君

理事 玉城 栄一君

理事 藤原 房雄君

理事 山原健二郎君

出席政府委員

農林水産省食品

流通局長 谷野 陽君

委員外の出席者

議 員 宮崎 茂一君

議 員 白川 勝彦君

衆議院法制局第

二部長 坂本 一洋君

警察庁警務局犯

罪被害給付室長 松田 和雄君

警察庁刑事局刑

事企画課長 古川 定昭君

警察庁刑事局捜

査第一課長 広瀬 推君

法務大臣官房参

事官 東條伸一郎君

参 考 人 池田 正範君
(財団法人食品産業センター理事)

参 考 人 田村 憲一君
(全日本食品労働組合連合会中央執行委員長)

参 考 人 藤崎 生夫君
(参議院議員)

参 考 人 羽多 實君
(農林水産委員会調査室長)

参 考 人 坂上 富男君
(五十嵐広三君)

参 考 人 新盛 辰雄君
(辻 一彦君)

参 考 人 中村 巖君
(吉浦 忠治君)

参 考 人 吉浦 忠治君
(補欠選任)

参 考 人 坂上 富男君
(五十嵐広三君)

参 考 人 新盛 辰雄君
(辻 一彦君)

参 考 人 中村 巖君
(吉浦 忠治君)

参 考 人 吉浦 忠治君
(補欠選任)

参 考 人 坂上 富男君
(五十嵐広三君)

参 考 人 新盛 辰雄君
(辻 一彦君)

参 考 人 中村 巖君
(吉浦 忠治君)

参 考 人 吉浦 忠治君
(補欠選任)

参 考 人 坂上 富男君
(五十嵐広三君)

参 考 人 新盛 辰雄君
(辻 一彦君)

参 考 人 中村 巖君
(吉浦 忠治君)

参 考 人 吉浦 忠治君
(補欠選任)

参 考 人 坂上 富男君
(五十嵐広三君)

参 考 人 新盛 辰雄君
(辻 一彦君)

参 考 人 中村 巖君
(吉浦 忠治君)

参 考 人 吉浦 忠治君
(補欠選任)

参 考 人 坂上 富男君
(五十嵐広三君)

参 考 人 新盛 辰雄君
(辻 一彦君)

参 考 人 中村 巖君
(吉浦 忠治君)

参 考 人 吉浦 忠治君
(補欠選任)

参 考 人 坂上 富男君
(五十嵐広三君)

参 考 人 新盛 辰雄君
(辻 一彦君)

参 考 人 中村 巖君
(吉浦 忠治君)

参 考 人 吉浦 忠治君
(補欠選任)

参 考 人 坂上 富男君
(五十嵐広三君)

参 考 人 新盛 辰雄君
(辻 一彦君)

参 考 人 中村 巖君
(吉浦 忠治君)

参 考 人 吉浦 忠治君
(補欠選任)

参 考 人 坂上 富男君
(五十嵐広三君)

参 考 人 新盛 辰雄君
(辻 一彦君)

請願(藤田スミ君紹介)(第一二一七号)

農産物の市場開放阻止等に関する請願(山原健

二郎君紹介)(第一二一八号)

は本委員会に付託された。

九月一日

農産物の輸入自由化阻止等に関する陳情書外九

件(神戸市中央区下山手通五の二〇の一兵庫県

議会内末松芳外九名)(第一二四号)

地域農林漁業の振興に関する陳情書(福岡市博

多区千代四の二七藤本巧)(第一二五号)

竹島周辺の漁業安全操業の確保に関する陳情書

(高松市番町四の一〇香川県議会内木村嘉

己外三名)(第一二六号)

日朝民間漁業暫定合意書の再締結に関する陳情

書(高松市番町四の一〇香川県議会内木村

嘉己外三名)(第一二七号)

国内漁船の安全操業の確保に関する陳情書(福

岡市博多区東公園七の七福岡県議会内中村忠

和)(第一二八号)

農業労働災害共済制度の新設に関する陳情書

(高松市番町一の一五高松市議会内諏訪博

文)(第一二九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特

別措置法案(宮崎茂一君外五名提出、第七回

国会衆法第六号)

○玉沢委員長 これより会議を開きます。

第七回国会、宮崎茂一君外五名提出、流通食

品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案審査のため、参考人として財団法

人食品産業センター理事長池田正範君、全日本食

品労働組合連合会中央執行委員長田村憲一君、弁

護士藤崎生夫君、以上三名の方々に御出席をいた

だき、御意見を承ることにいたしてまいります。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げ

ます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席い

ただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場

から忌憚らない御意見をお聞かせいただき、審査

の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。池田

参考人、田村参考人、藤崎参考人の順に、お一人

十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委

員の質疑に對しお答えをいただきますと存じま

す。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委

員長の許可を得ることになっております。また、

参考人は委員に對し質疑をすることができないこ

とになっておりますので、あらかじめ御承知おき

いただきますと存じます。

それでは、池田参考人にお願いたします。

○池田参考人 委員長のお許しを得まして、流通

食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置

法案についての私の意見を申し上げますと存じま

す。

私は、財団法人食品産業センター理事長をいた

しております池田でございます。結論から申し上げ

ますと、私といたしましては、この法案はぜひ

とも通していただきたいというふうな立場でお話

を申し上げます。

御案内のように、昭和五十九年三月にいわゆる

怪人二十一面相なるものがグリコ・森永事件を引

起したことが、国民の注目を集めました。

この事件は、食品衛生法に基づき、食品の製造

者に対して、製造衛生管理の徹底を求め、食品の

衛生を確保するための措置を講ずることを目的と

して制定されたものであります。

この法律は、食品の製造者に対して、製造衛生

管理の徹底を求め、食品の衛生を確保するための

措置を講ずることを目的として制定されたもので

あります。

この法律は、食品の製造者に対して、製造衛生

管理の徹底を求め、食品の衛生を確保するための

措置を講ずることを目的として制定されたもので

あります。

この法律は、食品の製造者に対して、製造衛生

管理の徹底を求め、食品の衛生を確保するための

き起こして以来、警察庁が認知をしておられます件数だけをとりましても、この種類の犯罪は五十九年に五十一件、六十年に百一件、六十一年には二百二十二件というふうに累年驚異的に倍増の形で件数がふえておるわけでございます。

日本の食品企業全体の情勢を申し上げますと、国民経済計算ベースで、国民全体が一年間に支払っております飲食費は、昭和六十一年でおよそ五十兆円に達しておりますけれども、その六〇％強に相当いたしますところの約三十兆円というものが食品企業のシェアになっておるわけでございます。食品工業、食品の卸、小売、飲食店といったような食品産業をマクロにとらえますと、その全体の就業者は七百万人に達しております、いわば農業、水産業を合わせた五百万人の就業者を上回るところで来ておるわけでございます。

また、全製造業に占めます食品工業の地位も、事業所の数で申し上げますと八万二千、一〇・九％、従業者数で百二十万人、一〇・五％、それから出荷額でも今申し上げました三十兆円弱で一〇・五％と、それぞれ全製造業の一割を占めておるわけでございまして、特に出荷額におきましては、御案内の電機とか自動車といった我が国の有数な大産業部門に続いて第三位を占める一大産業分野に成長いたしておるわけでございます。

国民は、毎日の食料品を、グリコ・森永事件の舞台となりましたスーパーから四二％購入をいたしております、これがまた犯罪の舞台になっておるといふことが、国民食生活での非常に大きな脅威になっておるわけでございます。

食品工業は、申し上げるまでもないことでございますけれども、安全でないものは食品でないわけでございます、したがってそういう大前提に立って食品を製造し、包装し、しかも国民の食糧の安定供給という社会的な使命を遂行するといふ立場にあるわけでございますが、今回の製品のようなたずら、異物とか毒物の故意な混入といったようなことに對しまして、目下のところ、国際的に見

ましても、残念ながら完全に安全に包装するといふ技術が実は確立を見ていないわけでございす。飲食品の価格のほぼ一割が包装費に相当するわけでございしますが、タンパー・レジスタント・パッケージ、安全包装という言葉が出ておりますけれども、幾つかの種類、方法を現在各メーカーともっておるわけでございます。

かつてこの事件が起きます前には簡単にあげられた包装につきましても、あるいは御承知の先生方も多いかと思ひますが、例えばフィルムによつてオートバレーップをする、そしてシールするといふようなこと、あるいは破つて中身を取り出すという形以外には取り出せないようなプリスターストリップバック、あるいは商品が台紙とプラスチックの容器で固定されているといったバックパック、あるいはシュリンクのシールバンドによつてバックされているようなもの、プラスチックとか金属性のバックを使うものといったものにあらゆる手段を講じてこの種のいたづらを防止するための工夫を凝らしているわけでございすけれども、いかにせん食品というものは単価の安いものでございす。したがって、これに内容物を超えるような大きなコストをかけてバックするというわけにもまいらないわけでございすし、また現在の技術水準から見まして、先ほど申し上げましたように若干のお金をかけましても、絶対に不可能という形になりますとあけること自体が非常に困難な形になってまいりますので、どうしても技術的に困難というところで、これは国際的にもどうも難しいということが現状では言われておるわけでございす。したがって、そういう前提のもとで我々としてはこの種のいたづら行為に對して對抗していかなければならないという苦境にあるわけでございす。

グリコ・森永事件の犯罪発生の特徴といたしまして私も考えておりますことは、包装の弱点とあるいはセルフサービスといったような販売形態の間隙をついて、手取り早く企業をおどして金銭を強奪するといった短絡化の傾向があること、それから世界的な風潮でございすが、勞せずして一獲千金を夢見るといったような傾向、それから電話、手紙、CDカードというようなものを利用いたしまして、自分では全く表に姿をあらわさないで金銭を奪取する陰湿な性格などが指摘できようかと思ひわけでございまして、これらは都市化現象あるいは情報化社会を迎えた現代の社会的病理現象の一つではないかというふうに考へておるわけでございす。

現行刑法におきましては、殺意はないけれども、中毒などを起こさせるようなつもりで毒物を混入したような場合に、そのことによつて死傷の結果が起きなかつたような場合、傷害未遂の規定はございせんので犯人を処罰することはできないわけでございす。また、仮に結果的に処罰することができましても、毒物混入行為そのものを罰する規定はないわけでございす。それからまた、偽計業務妨害罪の法律もございすけれども、これはまた三年以下の懲役または二十万円以下の罰金という程度でございまして、国民を底知れぬ恐怖に陥れ、大きな社会不安を引き起こすこのような行為に對する刑罰といたしましては少し輕過ぎるのではないかと考へられておりました。

ぜひともこの際、先生方のお力をもちまして罰則の強化について格段のお計らいをお願いしたいというふうにお願ひをいたす次第でございす。

一方、企業側といたしましては、みずからの責任ではないが、毒物混入、恐喝の対象となりますと、スーパー側からは、俗に棚割りと申しますと、各社の製品をそれぞれ棚に一定のシェアで並べて、これを消費者がスーパーではセルフサービスで取つて買つておられますけれども、どのく

さいのシェアをどの棚に持つつかというところは、実はメーカーにとっては死命を制するほどの大きな意味を持つわけでございす。ところが、この種の問題が起きますと、小売店側といたしましては、これは消費者に對する迷惑もありますし、みずからの店の問題もございすので、当然棚卸しになるわけでございす。全面撤去ということに

なるわけでございす。安全確認ということになりますまでには非常に長期にわたつて多くの従業員や、場合によってはその家族までも動員をしなければならぬということになりまして、非常に多くの努力と費用とを使わなければ原状復帰ができないというのが現状でございす。

例えば一番最初に大きな問題になり、全国から救援活動まで起きました某製菓会社の場合におきましても、五十九年の九月十二日に一億円要求の一通の脅迫状が舞い込んだのがもとでございすけれども、二十日に某新聞がスクープし、漏れまして、この新聞記事が全国的にマスコミの取り上げるところになりました。

十月の同社の売り上げは、前年同月比で六割減つてしまふ、また翌十一月の販売額も、約百億円強の一月の売り上げでございまして、七十億円程度の減となるというふうなことで、返品が続出したわけでございす。

スーパー、デパートからは、もちろん同社の製品というものは全面撤去のやむなきに至りまして、工場生産も半減することになり、パートの従業員四百五十人を自宅待機、その後全員解雇というところまで追い込まれたわけでございす。この一カ月間の損失は十億を超えるというのが同社の計算でございまして、したがって、当然同社ではテレビコマーシャルもやめるあるいは広告媒体も一切中止するといふところに追い込まれました。事件後三カ月たちました後、株価は半分近くに落ちるというふうなことでございまして。

全国の救援運動として千円バックのお菓子を皆さんに買つていただくということで、職場を通じてそういうものの売りさばきをやることによつてようやく日銭を稼いで会社をつなぐというふうなところまで追い込まれたわけでございまして、従業員とその家族約三千人が動員されて、全国の主要な小売店三千店を回つて歩くという悲惨なところまで追い込まれたわけでございす。ポリーナスも、従業員のポリーナスは二割カット、支給日も十日間もおくらせる。あるいは三年間は業界

最低のベースアップにとどめる。

現在の同社の業績は、前年度比で六十年代八八・二%、五十九年度は八一・一%、それから六十一年度、要するにこの三月までの業績でも九三・二%ということで、三年たっても同社の実績は三年前の水準にまで達しないというのが現状でございます。また、この菓子会社以外にも幾つかの会社が脅迫の対象にとらえられておりまして、そのうちの一つは、先生方も御記憶にあらうかと思ひますけれども、実は恐喝が成功してしまつた事例があるわけでございます。しかも、これが大きく報道されて、この会社に対する非難はもとよりでありますけれども、残念ながら、それから以降犯罪が増してしまつたわけでござい

ます。警察庁は、企業に対して、裏取引をするなどいうことで、異例の協力要請を農水省を通じて私も業界に出されたわけでございまして、私も食品産業センターといたしまして、傘下の会員団体を通じて、裏取引が行われないように、この悪影響について十分考慮するように、協力を要請した次第でございます。ちなみに、アメリカでは一九八二年に鎮痛剤のタイレノール事件というのが起きて、青酸カリを混入したわけでありますけれども、この犯人は今もって逮捕されております。しかし、実は七名の死者が出たわけでございまして、翌一九八三年に米国会では法律改正が行われて、重罰規定が導入されたというふうに承っております。

以上申し上げましたようなことで、アメリカの例では、未遂につきましても罰金が三百七十五万円から三千七百五十万円という非常に大きな罰金額になっておりまして、死亡につきましては、最低額が千五百万円、最高額三千七百五十万円。重傷を負わせた場合にも、同じく千五百万円から三千七百五十万円ということでございまして、懲役も、十年以下から無期までいろいろと分かれておるわけでございます。

食品への毒物混入は、企業恐喝事件としては最

も卑劣なやり方であらうと私も考えておりまして、一般消費者を人質にとつて無差別に人命を危険にさらすということでございます。特に菓子とかアイスクリームとかいうことになりまして、これは文字を読めない子供が人質になつたということになるわけでございまして、単に注意書きを書いたくらいではおさまらないわけでござい

ます。また、毒物混入、恐喝の対象となつた企業の製品は、今申し上げましたようにスーパー等の店頭から撤去をされまして、安全確認の日まで莫大な損失をこうむりながら原状の回復を待つ、こういう形に追い込まれるわけでございまして、業界といたしましては、一日も速やかに国会の御審議を得まして毒物混入法案を成立させていた

下さる様に、切に御指導、御援助をお願いして、私の参考人としての意見を終わりたいと思ひます。

○玉沢委員長 ありがとうございます。(拍手)
次に、田村参考人をお願いいたします。

○田村参考人 全日本食品労働組合中央執行委員長の田村でございます。

全日本食品労働組合連合会は、食品企業の労働組合で構成をしております。現在百三十五組合が加盟をしております。食品産業で働いております労働者並びに労働組合といたしましては、本法案につきましまして賛成の立場で意見を申し上げます。

食品産業には多くの労働者が従事しており、安全で質のよい製品を適正な価格で安定的に生産、販売するために日夜努力しております。私

たちは、食品産業が健全に発展し、企業経営が順調に推移することを通じて雇用の安定と労働条件、福祉の向上を実現できるわけであります。労働組合も協力し、生産性の向上や製品の安全衛生、品質管理の徹底に努めております。このような立場と努力がいわれなき理由により、ある日突然は

き一枚、電話一本でおどかされ、奈落の底に陥れられてしまふ、生活基盤を失いかねない事態が現

実に起きており、解決していない事例が多数あるわけであります。大変困つておるわけであります。本法案の必要性の背景的理由としてのグリー・森永事件は完全解決に至らず、まことに悔しい思いであります。当時の状況は広くマスコミに報道され、世間からの同情も呼び、被害企業と労働者に対する激励と御支援をちょうだいし心から感謝をしておりますところですが、その影響は今日まで残っております。

事件発生によって受ける労働者、労働組合への影響やその後の問題点といたしましては、第一に、労働条件向上に向けた活動は事件勃発によりすべて中断され、企業防衛に協力するというより組合の組織を挙げて、一つには流通段階の製品の安全確認、二つには製品の直販活動、三つには世

間への状況説明と支援要請、さらに犯人に関する情報収集などに取り組むわけであります。業績の急激な悪化に伴い、賞金や一時金初め労働条件は大幅にダウンせざるを得ない状況に追い込まれるわけであります。

例えば森永製菓の場合、この三年間の平均賃上げは定期昇給を含めて三%であり、食品労働の大手の平均より毎年一%強低く、事件の直後はベースアップは行われませんでした。また一時金も年間で毎年平均より〇・五カ月以上低く、事件の最中の年末一時金につきましては二〇%カットとなつたところ。その結果、森永製菓の組合員の平均賃金は食品労働の大手の平均より一万七千円以上低くなり、初任給も食品労働大手の中では最低水準に落ち込むというふうなことになるわけであります。

第二に雇用不安の問題が生じます。森永製菓の場合には臨時従業員やパートの方が四百五十名雇用打ち切りとなりました。当時は生産、販売活動がほとんどゼロに近い状態になつていたのであります。社員につきましても、当事者でなければわからないような大きな不安が続いておるわけであります。また、グリー製菓につきましても、関連下請企業の雇用調整が行われまし

て、本来構造不況業種に限って適用される雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給対象に指定され、その給付を受けて雇用調整をせざるを得なかつた企業もあつたわけであります。

第三には、労働過重、強化の問題があります。店頭での商品チェックや緊急時の対応のため長時間の勤務が続く、それも俗に言うサービス労働というところであります。休日出勤や自宅待機であるいは家族総動員体制などの苦勞が、職場だけでなく家庭生活にも及んでおるわけであります。

私も食品労働といたしまして、上部団体である中労連や全労協その他の労働団体、労働組合の理解協力を得ながら、昭和五十九年の秋以来一連の取り組みや政府、政党に対する要請もしてきたところであります。私もといたしまして

も、流通食品に毒物を混入させるという行為を世の中からなくす、防止するための法的、行政的措置を望み、求めておりました。

その基本的な考えは、第一には流通食品に毒物を混入させて企業や消費者を脅迫し、社会に不安を引き起こすような行為は社会悪であり、法に違反するということを、国民が決意をもつて明確にし、広く国民全体に徹底していただきたいと思ひます。法違反には当然厳しい措置も必要だと思ひ

わけであります。第二には、もしそのような事件が発生した場合、関係者が協力し合い犯人の不正な要求に応じない体制が大事であり、そのためには届け出義務は社会的な責任であらうかと思ひます。第三には、事件が発生した場合には適切な流通維持を図り、被害企業に対する援助と救済措置を講じていただかないと、私企業としては、多くの従業員を抱えて長期間企業活動がストップし、倒産も持たないわけでありまして、その補償はどこにも持たないわけが現実ではなからうかと思ひます。このような観点から見まして、本法案につきましましては私たちの考えに沿つた内容となつており、成立されるよう強く望む次第であります。

なお、本法案が行政法規なのか刑法法規なのか、オーバーラップしているという御意見もあるやに聞いておりますが、法の趣旨につきましても、社会正義と善意の発想に基づく法案と理解しております。

グリコ・森永事件の際、大変気になることが一部でさやかれました。それは、犯人が捕まっても、人身を殺傷していないのであれば大した罪にはならないのではないかということ。犯人はそれを承知でやっているのではないかと、いろいろなこととか、また、被害の大きさから見ても、社会正義に立ち向かうより経営の本音として取引に応じた方が得策であるのではないかと、現実的な選択をした方が企業として生き延び、従業員を守れるのではないかと、最近の傾向として、要求や目的をはっきりさせないで嫌がらせをするという事象も見られるわけであります。健全な社会秩序を維持し、公正な社会を築き上げていく上でこのようなことがあつてはならないわけであります。本法案により、そのような疑問や不正が起こらないようきちんとしたきちんとしたと思ふわけであります。法律があつても犯罪は完全にはなくなるというのも事実であります。現状では決め手となる防止策もないのではないと思ふし、私どももいたしまして、本法案が成立いたしました場合、一つのよりどころとして大きな安心感を持つことができると思ふわけであります。

最後に、本案につきまして私どもも勉強させていただいたわけでありますが、本案の文言上若干不明瞭な点もあるように思ふわけであります。御審議の過程で明確にさせていただきたいと思ふし、また本案が成立した場合、施行に当たつて補強していただくことを要望いたしまして意見を終わります。

ありがとうございます。(拍手)
○玉沢委員長 ありがとうございます。
次に、藤崎参考人をお願いいたします。

○藤崎参考人 ただいま御紹介いただいた弁護士

の藤崎生夫です。この法案について若干意見を申し述べさせていただきます。

まず結論を先に申し上げますと、問題なしとしない点がありますが、この法案におおむね賛成いたします。

そこで、いささか疑問を感じる点を先に述べますと、まず、素朴ではあります、現行刑法で賄えるのではないかと、いう点であります。

ちなみに現行刑法を見てみますと、業務及び業務者を保護するものとして偽計による業務妨害罪、これは刑法二百三十三条であります。この規定を見ますと、「偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス」と規定しております。業者の財産権を保護するものとしては恐喝罪がございまして、これは刑法二百四十九条ですが、これも条文上「十年以下ノ懲役ニ処ス」と規定しておるわけであります。

他方、一般国民の健康あるいは生命身体の保護であります、傷害罪の規定がございまして、これは刑法二百四条であります。「十年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス」と規定されております。今でもこういう規定が運用されてきたわけであります。したがって、これらの規定をあわせ活用すれば、現在の状況にもかんがりの部分適用されるのではないかと、いう考えを持つております。

第二に、法定刑がこの法案ではかなり重たくなつていくわけですが、その点も一つ気がかりな点ではございます。さきに引用しました業務妨害罪の自由刑は三年以下の懲役であります。また傷害罪の前段階的犯罪と言われている暴行罪の身体刑であります自由刑は二年以下の懲役です。ところがこの法案の第九条一号及び二号は「流通食品に、毒物を混入し、添加し、又は塗布した者」及び「毒物が混入され、添加され、又は塗布された飲食物を流通食品と混在させた者」は「十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」とこれは現行刑法の先ほどの傷害罪、暴行罪の規定と比較し

て重たいと言えらると思ひます。さらに、毒物混入が進んで人を死傷させた場合ですが、刑法の傷害致死罪は「一年以上ノ有期懲役」、これは刑法二百五条に規定がございまして、ところがこの法案では、「よつて人を死傷させた者は、無期又は一年以上の懲役に処する」とすなわち無期刑が規定されているわけでありまして、かなり重罪として扱つていられると思ひます。これらの点が現行刑法の体系と均衡がとれているものかどうか、その辺、私としては少なからぬ疑問を持つておるわけです。

第三に、用語にも問題がなくなはないと思ひます。刑法法規ですから構成要件は明確でなくてはならないという原則がございまして、構成要件上幾つか問題があるのではないと思ひます。例えば、第二条によりまして、「流通食品」とは、公衆に販売される飲食物をいう」という包括的な規定をしておられますが、この点は、今まで惹起した事例があるわけですから、それらを参考にしてある程度限定ができるのではないかと、いうようなことも考へております。また、「毒物」の意義ですが、この法案の第二条二項三号で「前二号に掲げる物以外の物で、その毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの」と、いわゆる類似性の原則を掲げて拡張しているわけですが、これが果たして、法律が成立いたしましたして施行され、適用された後に何か問題が起らないかというように思ひます。

第四に、その他でございますが、この法案第四条では、一般人に対する警察等への通報義務を課しているわけですが、果たして国民感情に合致するものかという点も気がかりでございます。以上のような疑問点も私は感じているわけですが、やはり飲食物に毒物を混入し、あるいは混入するとして社会を恐怖に陥れるという犯罪類型は極めて卑劣な犯罪でありますし、明らかに明治四十一年施行の現行刑法の予想してないものであることは明らかであると思ひます。

また、この種犯罪の特質として、極めて容易に、かつ、隠密裏に実行できる点から、人がやつ

たから私もやるというような模倣性があるわけですね。例えば、発生件数をとつても、昭和五十九年五月から同六十二年六月までで四百十件の多数に上つております。発生件数は最近さらに増加しているというふうな資料もあるようです。したがって、模倣性が強いという点に着目いたしました。また先ほどの手段の卑劣性を考え合わせると、この種犯罪を阻止するあるいは抑止するといふ効果的な法規が現行法にないということを前提に、この法案はいたし方ないというふうな考へるわけですね。

以上、私の意見を終わります。(拍手)
○玉沢委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○玉沢委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 参考人の皆さんには御多忙中御出席をいただき、貴重な御意見をありがとうございます。

まず最初に藤崎参考人にお伺いをいたします。近年、飛行機のハイジャックあるいは新幹線をハイジャックする、同じように食品に対して毒を入れたというふうなことで、それを人質にして金をとらう、まあやり方はいろいろあるけれども同じような形のものであつて、これが今日まで世間を騒がせてきたわけです。こういうふうなものに關して今までの刑法等々において、先ほどもお話をしましたが、まだやはりそれに適用されない部分がある。したがって、特例法あるいは抑止力というふうな形でこのような法案が議員立法として出されたものと思ひますが、この辺との関係でどのように考へになられるか、お伺いします。

○藤崎参考人 先生御指摘のように、要するに入

質とかあるいは恐喝、単なる恐喝ではなくて欺罔性ですね、人をたぶらかすというような形の犯罪が出てきたのは、やはり最近の交通手段、高速交通手段とかあるいはコミュニケーションの発達というような社会的な現象と関連してこういう犯罪が出てきておるといふうな理解が一般にされていると思うのです。刑法は、先ほど申し上げましたように明治四十一年当時のもの、その後多少改正されておりますが、根本的な改正は全くないわけでありまして、明治四十一年といふと、高速交通機関というのは全く存在しておらず、また、新聞等のマスコミュニケーションもなかったわけですから、当然この種の犯罪に対する対応はなかったわけですね。また、もう一つちょっとつけ加えますが、やはり世界共通性の発生があるわけであって、日本も世界の一端で相互に諸外国と関係しているという点から、例えばアメリカで起きたタイレノール事件が日本にすぐ波及するといふような環境がありますので、やはり臨機応変に法律で措置をするということが必要になるというところは否定できないと思います。

したがって、先生の御質問に対しては、こういう法律は積極的にやっていくべきだ、ただし、用語とか適用面についてはやはり慎重な面が必要であるというのが私の意見です。

○竹内(猛)委員 ありがとうございます。

それでは、池田参考人にお伺いします。

森永・グリコ、こういう問題が発生をしてからもう既に四年ぐらいたちます。先ほど来いろいろお話がありました、この間に六百十件以上を超える事件が起こった、こういうことを報告をされておりますけれども、これに対する経営者側としての損失、損害というものはどれくらいのものであったのかということをお教えいただきたい。

○池田参考人 先ほど冒頭の説明の中で某菓子会社の点については申し上げたわけでございますが、実はこの会社側の損失というものは、御案内のように経営の信用に非常に大きい影響力を持つわけ

でございます。したがって、ほとんどの会社でどのくらいの本当の損害があったかということ、しかもそれが経営の存立にまで響くかどうかという微妙な点についてはほとんど秘中の秘でございます。まして、出さないわけでございます。したがって、通常のベースで申しますと、その年における全体の売上高がどのくらい減ったかといったようなことを最後の決算で説明書きで読むという程度が中心でございます。今おっしゃいましたような、特別のそういう犯罪によって直接引き起こされた損害額が幾らかということにつきましては、必ずしも表立ってつまびらかにしておらないわけでございます。

○竹内(猛)委員 食品産業というのは二十八兆という生産をしているというような中でどれくらいの損失ということはやはり計算をして、生産をして得べき利益がどのくらい損失になったということぐらいいは報告していただいた方が親切じゃないか、こういうふうに思いますけれども、いかがなものでしょうかね。——いいです。

次に、田村参考人にお伺いしますが、先ほどのお話を伺っていますと、当然労働者として得べき賃金値上げあるいはボーナス、こういうものももらえない職場がたぶんあったということになります。これも会社が得べき利益が得られなかったと同じように、労働者としても当然の権利としての賃金やあるいは休暇等々を供出して、会社を守るために犯人を押さえる、取り締まる、こういうようなことをやられたと思うのですけれども、その辺の損失というものはどれくらいに計算をされるのかということをお伺いしたいですね。

○田村参考人 先ほど申し上げましたように、森永製菓の組合員の労働条件が賃金と年間一時金とが大幅に低下している。平均賃金で計算いたしますと一万七千円下がっているわけでありまして、そのトータルは約二十万円、年間一時金が〇・五カ月下がりましたから、これだけで約十万円、そのほかに時間外労働、あるいは休日出勤をしても

その間は俗に言うサービス労働というようなことで、代休をとったり時間外を請求するというようなこともやはり苦しい状況のもとではなかなかできないというのが実態でありますから、そういうものも含めると数十万円以上の損失をこうむった。

それ以上に、一時的に雇用打ち止めというような形で臨時従業員やパートが職を失うというようなこともあったわけでございますから、このような事件が発生いたしますと、他の例でも多かれ少なかれ同じような事態に追い込まれるのではないかとこのように思います。

○竹内(猛)委員 今度お三人にお伺いしますが、この法案は今農林水産委員会に審議をしておりますけれども、しかし、慎重に審議をして参議院を無事に通った後の取り扱う所管省庁はどこのことかというところで、例えば、原料をつくるところは農林水産省になりますね。ところが、外国から輸入するものは、これはある意味においては通産省になります。お菓子などの生産は、これはまさに通産省の管轄かもしれません。そして刑罰ということになることは法務省だ。それから毒物というようになることは農林省にまたがった問題があります。こういうように各省庁にまたがった問題があります。一体どこが担当をしたらいいのかわかりません。この法律が通った場合に警察権力が拡大をしてくるのじゃないかという心配が世間にはありますね。そういうおそれのないようにするためにどうしたらいいのかわかりません。ちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○池田参考人 それでは、ただいまの先生からの御質問にお答えをいたしたいと思います。主務大臣という場合に、所管物資の主務大臣というようになりますと、当然酒類につきましても大蔵大臣、その他の飲食物については農林水産大臣ということになるかと思いますが、しかし、それを原因として起こった刑罰の問題になれば当然これは法務省の管轄、こういうことになります。

ので、したがって、全体としての法律の所管につきましても、それぞれ主務大臣が当たることになるかと思ひます。

この法律は、特に刑罰だけでなく、これが起こりました被害企業が職員を含んだ非常に大きな被害に巻き込まれるというふうなことから、行政上の指導、助言等の措置等につきましても触れられているように承知をいたしておるわけでございます。したがって、それらを含めて考えますと、それぞれおのずからその所管物資を所掌する大臣が当面主務大臣として扱うことで支障がないのではないかとこのように考えております。

○田村参考人 食料品の生産、流通の所管省庁は大蔵省、農水省、通産省であるわけでありまして、そういう点からは、この法律の持つ性格が行政法規的な、そういう内容が中心になっているというように私どもとしては思ひますので、それぞれの所管省庁でやっていたかということになるのではないかとこのように思ひますが、森永事件の場合に関係省庁が幾つかにまたがっているというふうなことから、行政機能を一本化させる必要があるのではないかとこのようにお願ひしてきた経過もあることを申し添えます。

○藤崎参考人 先生の二つの御質問のうち第一の点は、前の参考人とほとんど同じですので省略させていただきます。

第二の警察権力の抑制の点ですが、私としては、これは全く個人的な見解ですが、例えば、こういう事件が起こっているという一つの世間に對する公示、これはどういふ機関がなされるかはまた検討しなくちゃいけませんけれども、こういう事件が起こっているという、そういう公示された事件については協力義務を生じさせるというふうな考え方はいかがかと思ひますが、現在のところそのぐらいいのアイデアしかないのですが……。

○竹内(猛)委員 いろいろとお伺いをしてきましたが、最後に、この法律というのは行為におけるところの社会悪と社会的正義の問題になると思

う。この法律が慎重審議の上成立をしたときに、現在の陰湿ないろいろなものに対して一つの決め手、要するに抑止力になり得るかどうかということについての御感想についてちょっと三人から、簡単にいいですかとお伺いしたい。

○池田参考人 仮に今の原案に書いてございます刑罰の程度にまで高められますと、抑止力としてはかなりの力を持つのではないかと思います。特に企業側といたしましては、現在の刑法のもとでは、殺す気がなく故意、過失をもって傷害未遂に終わった場合、しかも相手が死ななかった場合、傷害を受けた場合には、この行為自体を縛る規定が全く何もないわけでございますので、したがって、そういう毒物を混入する行為自体について、刑罰の対象としてこれをとらえるという形が確立いたしますと、これはやはり非常に大きな効果を持つというふうに思うわけでございます。

○田村参考人 この法案が成立いたしました場合には、食料品に毒物等を混入させるということが社会悪であり法律に違反するんだ、そういうことが広く国民の間に浸透していけば、非常に大きな抑止効果が期待できるというふうに信じております。

○藤崎参考人 私も、抑止力については有効であるというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 参考人の皆さんには、どうもお忙しいところをありがとうございます。これで終わります。

○玉沢委員長 水谷弘君。

○水谷委員 最初に、藤崎参考人にお伺いをいたします。

先ほど先生の御意見の中で、用語の問題等について十分に注意をしなければならぬ、特に、構成要件の不明確性、罪刑法定主義に基づいた場合のそれらの問題の御指摘がございました。私が特にお伺いをしたいのは、第四条で報告義務規定がございしますが、「警察官等への届出」の中に、「流通食品への毒物の混入等があったことを知った者は」という表現になっておりますが、私たちが

は、これがいわゆる国民一般に対して縛りをつけるような、そういうおそれが十分考えられる、法を制定してこれがひとり歩きをした場合に、そういう懸念を持っているわけでございます。特に具体的問題で恐縮でございますが、この点についてのお考えをお教えいただければありがたいと思います。

○藤崎参考人 私も先生と同じような疑問で先ほど申し上げたのですが、ではその対象というのか、それに対して何か案があるかと言え、ちょっと残念ながら、私の頭の程度ではまだ対象はございません。やはり何か縛りをつけるのが必要じゃないかというのは同感でございます。残念ながらこの程度のお答えしかできないので、申しわけありません。

○水谷委員 ありがとうございます。

池田参考人に御意見をいただきたいと思っております。

先ほどお話の中に、この事件の発生件数等についてのお話がございまして、五十九年五十一件、六十年百一件、六十一年二百二十二件と、年々この犯罪が増加の傾向をたどっております。私も、マスコミの報道等は注意をして見ておりますが、グリーコ・森永の事件発生の際の当時のいわゆるマスコミの報道もそうでございますし、業界の皆様のアピール、それから国民全体の受けとめ方、こういうものを見ていきますと、どうも当時の状況とまた今の状況が大分違うような感じがしております。すなわち、国民の側として現時点において、深刻な問題としての受けとめ方がかつてよりかなり希薄になってきているのではないかと、このように感じます。

この種の事件というのは、やはり業界の皆様方が団結を断固たる対応をなさる、そういう姿勢をしつぱりお持ちになった上で、事件の発生等が現在においても許せない、非常に異常な状況が続いているということを日常的に国民の前に明らかにしていただくことが国民合意を形成する上で非常に大切な、このように考えております。

す。それともう一つは、この今回の特別立法では、いわゆる恐喝の段階、金を出さないと毒物を混入するぞ、こういうおどしをかけてきた、その段階についてのいわゆる届け出義務とかそういうものについては一切ないわけでございまして、私たちとしては、実はそういう段階でこれに対応できる体制が組まれませんと、こういう事件を本当に防止していく手だてにはならないのではないかな、これは業界としては大変厳しいことになるかもしれないが、そのような考え方で持っておるのでございまして、その点についてはどのようにお考えになりますか、お伺いしておきたいと思うわけでございます。

○池田参考人 この新しい法律がありませんで、現行法のもとで、企業としての社会的な責任ということから、業界全体が団結してこの問題を解決していくという対応につきましては、実は先ほど冒頭の御説明の中で、某社が不幸にして恐喝罪を成立させるような形で結果が表に出た、そのことがその後の犯罪の激増を誘発してしまっただという苦い経験は実は私も持っておりますわけでございまして、したがってそれ以降、警察側からの無論内部指導もあつたわけでございますけれども、業界自体といたしましてこの問題の扱いにつきましては全部団結して、とにかく断固妥協しないという決意のもとに当たろう、こういうことで、少なくとも主要企業につきましてはしばしば会合を開きまして、各社長みずから出てもらって対応策を協議してまいつたわけでございます。ただ、非常に残念なことに、食べ物を取り扱うという弱い商売でございまして、一たんこれが報道面で表に出ますと、いかに団結と申ししましても被害をこうむるのはその会社の製品でございます。しかもその会社の製品自体の被害のこうむる方は、森永製菓の場合には既に百三十億を上回る損害をこうむるというふうなことで、ちょっと表に出ただけでも大枚数億の被害というものがすぐ出てまいりますものですから、特別のことが行われま

んで放置をされておりますと、企業としてはその弱みにつけ込まれるというすきをどうしてもつくらざるを得ない。非常に嫌なことですけれども、そのことが業界の内部でさらにお互いの疑心暗鬼にまで及ぶというおそれもないわけではないわけでございます。したがって今先生御指摘の、断固として、業界としての一致した強い態度でこの問題に対する対処の仕方を裏打ちするためにも、何とかここで法律をつくっていただいて、強くなれるような体制組みをしていただきたいというのが私も業界の共通の希望でございます。

○水谷委員 業界としては、この種の事件に巻き込まれるということは本当に災害みたいなものでございまして、大手の企業の方であっても今おっしゃったとおり大変な打撃を受ける、ましてそれが弱小のメーカーになりますと、それ一つで企業が全く死んでしまうという大変な事態になるわけでございまして。この特別立法とあわせて、そういう企業の救済措置、そういうことについての政府として対応すべき御要望といたしまして、何か御意見がございましたら……。非常に難しい問題とは思いますが、未然に防ぐ、そしてまた断固たる対応をするということはもちろん大事であります。が、不幸にしてそのような事件に巻き込まれて甚大な被害を受けた企業として、それに対する救済、対応、どういふふうに手だてを講じていくべきか、御要望等がございましたら、池田参考人そして田村参考人から御意見を伺いたいと思っております。

○池田参考人 今非常にありがたいお言葉をいただきましたわけですが、実はこれは、犯人が捕まる捕まらないにかかわらず、その間に企業としてはいまだに大きな被害をこうむるわけでございまして、製品が売れなくなるというところを通じてはございまして、職員の雇用関係にも大きな影響を与え、というふうなことから、毒物混入があった場合における製造業者の対応策の中で、事後対応のできない分野について何とかひとつ対応策がないものだろうかということをお

前から業界でも相寄って相談をしてまいったわけでございます。

その一つは、やはり緊急の低利融資といったような形、あるいは場合によってはほとんど利子を考えないでも済むような形での融資というふうなこともあろうかと思ひます。それからまた、場合によっては、現在日本では認められておりませんが、これも、共通の保険ですね、危害に対する保険、これを一つ何か手だてとして考える手はないだろうか。ただ問題は、この種の保険というものは、保険に入っているということが加害者側というか犯人側にわかってしまうと、そのことだけで効果がなくなる、さらに誘発をする可能性がある、こういう問題が非常にございしますものだから、日本では現在そういう形のものでは認められておりませんけれども、私どももいたしましては、秘密の保険であってもいいと思ひますが共通の保険で、しかも業界が一定の金額を積み立てるということ

を前提にして結構でございますけれども、何らかそういうリスク保険を認めていただけるような制度的な考えがいただければ、これは非常にありがたいことだというふうに考えております。

○田村参考人 労働組合の立場からも、グリーコ・森永事件の際に、どういう救済措置が講じられるのか検討をしたわけでありました。また、政府に対する要請の中で、製品の販売につきましては支援をしてほしいとか、あるいは金融面でのお願いもしてきたところでもあるわけですが、政府としても、私企業に対する特別な支援ということでは現行の法律では非常に難しい面もあるのではないかなというように思ひます。本法律が成立しました際には、この法案の第八条がどのように有効に機能していくのかということも大きく期待しているわけでありました。

○水谷委員 藤崎参考人にお尋ねしますが、これは実際に不特定多数の国民に対する大変な挑戦をする犯罪行為でございます。その被害に遭ったいわゆる国民の側の救済措置というものについての方、これはどういうふうにしていくべきだとお考えになつておられるか、御意見がございましたら伺ひたいと思ひます。

○藤崎参考人 私の記憶では、犯人が特定されない犯罪によつて例えば生命を奪われたというような場合は、何か政府の特別の補償があつたと思うわけですね。それからひき逃げの場合も、道路交通法に何かあつたと思うのですが、やはりそういうような法制も考えてもいいのじゃないかと思ひます。

○水谷委員 参考人の皆様、大変お忙しいところ、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。以上で終わります。

○玉沢委員長 神田厚君。

○神田委員 参考人の皆さん方には、大変貴重なお話をありがとうございます。

まず最初に、池田参考人にお尋ねをいたします。先ほど、グリーコ・森永事件以降、かなりの件数の類似の事件があつたということですが、今度の法律案では通報義務というものが一つの考へ方になつておりますけれども、通報するということになかなか困難なような状況もあつたというように聞いております。現実にはもつと多くの事件がというかそういうものがあるのだけれどもなかなか通報できないという状況があるのかのようについて聞いておりますが、その辺はどうなのでありますか。

○池田参考人 今お話がございましたように、実際にはそういう意味での脅迫もしくはそれにまがうような形の接触を受けたが、表に出ないというところを頭に置いて、いわば表立った行動をとらずに終えるといったようなケースがないのかどうか、これは実は全くわからないわけでございます。さつと申し上げましたように、そのことがむしろ業界の中で疑心暗鬼を呼んで業界の団結を一時的には非常に困難にする、そういう問題、実は私も非常に悩んだわけでございます。したが

いまして、実質的にはこの何倍かあるんだといううわさはよく耳にいたしますけれども、実際にそれじゃどこの会社がいづそれをそういう形で措置したかということについては実は確認をしていないのが現状でございます。

○神田委員 同様に、労働者の立場で現場におられます関係でいろいろ情報もあるかと思うのでありますが、田村参考人、ちょっとひとつ。

○田村参考人 この種の問題につきましては、企業としても組合としても非常に神経質にならざるを得ないわけでありまして、万が一事件が発生した場合、しばらくの間はやはり社内におけるトップシークレットというふうな扱いがされていくのが実態ではないかと思ひます。従業員という立場からそれを知ることとは、むしろマスコミ等を通じて社内になんかそういう事件が起きていたということを知り得るというようなケースも聞いているわけでありまして。

なかなかこの扱いについては難しい面も多々あるかと思ひますけれども、こういうような法案がきちんと整理されれば、そういうことについてはより情報がいち早くと処理されるのではないかと

いうふうに思つております。

○神田委員 先ほど田村参考人は、この法案の中で文言についても不明確なところがあるというような御感想を述べておられました。具体的にどういう点を御指摘でありますか、差し支えなければ御指摘をいただきたいと思ひます。

○田村参考人 例えば流通食品の定義とかあるいは毒物の範囲とか、さらに第八条の国としての施策の内容ですね。こういった点について御審議の過程で明確にされ、また施行の段階で補強されることを望んでいるわけでありまして。

○神田委員 それから罰則強化の問題がそれぞれ指摘をされておりますが、この点はあつた三人の参考人の方はこの程度でいいのか、なおもう少し緩和をした方がいいのか、その辺のところについての御意見をそれぞれお聞かせいただきたいのであります。

○池田参考人 業界といたしましては、当初森永事件等が起きた直後におきましては、実はもう少し強い刑罰を科してほしいというふうな意見も業界の中には多々ございましたけれども、その後現行刑法の、例えば水道の水に毒を入れた場合の罪とか、あるいは火の水中に毒を入れた場合の罪とかいったような形での類似の刑罰がいろいろあるようございします。それらと比較をいたしますと、その中間的なところにて大体今回の刑罰の重さが置かれておるようございします。この辺が適当ではないかというふうに現在では考えております。

○田村参考人 他の法律とのバランスもあろうかと思ひますけれども、先ほど池田参考人が申し上げましたように、今日食品の流通につきましては大量販売ということになつておりますし、水道水と同じような扱いがされてもしかるべきではないかなと思ひます。ただ、このことが量刑バランスにより刑罰を重くしろということではないことを申し添えます。

○藤崎参考人 私は先ほどバランスの問題を取り上げたわけですが、確かに現行刑法の業務妨害罪などを比較すると、この法案の刑は重たいというような感じはございします。ですが、この法律を業務者の保護と見るのかあるいは社会一般の保護法益を問題にするかで多少見方も違つてくるので、社会一般の保護法益を重視するのだといえればこの程度の十年以下の懲役もやむを得ないのじゃないかと考えます。

○神田委員 最後にそれぞれ参考人の方からお聞かせいただきたいのでありますが、この法律が成立して施行されるといふ段階になります。その施行に当たつて注意しなければならぬ点、問題はなにかどうかという点についてはそれぞれどういうふうにお考えでありますか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○池田参考人 私どももいたしましては、特に問題が起きた後被害を受けた企業に対する救済措置が万全に行われまないと、被害の打撃がそのまま残されますと、単に企業の問題だけで

はなくて社会不安が地域的に起きてまいります。特に大企業の場合には地域的にも大きな被害が出てまいりますので、したがって先ほど田村参考人からもお話がありましたけれども、特にこの第八号における製造業者等に対する必要な措置についていまだ少しく内容的に充実された方策がとり得れば、それは個別企業でありますので当然限界はあると思いますが、こういう非常事態のもとにおける必要な措置について十分御配慮が願えればありがたいということが特に希望でございます。

○田村参考人 法律が施行された場合に、この法律に基づいて防犯のための管理体制がとられるわけですが、その管理体制がどのような水準、内容になっていくのか、特に中小企業等につきましては余り厳格な管理体制がとられた場合に、またそれによりいろいろな問題もあらうかと思ひますので、その辺についてどの程度の管理体制をとっていくのがこの法律の趣旨に沿っているかどうか、検討していただくことをお願いしたいと思ひます。

○藤崎参考人 私は警察官等への通知義務を規定した第四号について、これは適用上緩やかにしなければいけないと思ひます。

その理由は、日本では小規模の例えばおばあさん一人を店をやっているというような駄菓子屋とかそういうたぐいの店もあるわけですから、そういう方に、これは罰則は罰金となっておりますが、厳格に適用されたのでは気の毒ではないかという感じがいたします。

○神田委員 ありがとうございます。終わります。

○玉沢委員長 山原健二郎君。

○山原委員 最初に藤崎先生にお伺いをいたします。

先ほど、陳述の中で疑問点を幾つか述べられました。そして、しかし毒物混入行為そのものを取り締まる法規がないことにかんがみ賛成であるという御発言であったように思ひます。間違つてお

つたらお許しください。私も現行法規で十分対処できると考えておりますが、あえて先生が御心配される向きがあるとするならば、現行法として毒物及び劇物取締法がありまして、例えばここに、何人も流通食品に毒物を混入等してはならないという旨の条文を加える等の改正措置で足りるのではないかとこのように思ひます。このこと、例えは、このことを契機にして警察権限を拡大する、そういう措置等を含む新立法などは必要ないのではないか、こういうふうに思ひますのでございますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○藤崎参考人 毒物及び劇物取締法の立法目的は、これは医薬品関係の方面からの取り締まり目的ではないかと思ひます。今回問題になっておりますのは、恐喝、詐欺、傷害致死といったような一つの新しい犯罪類型でございますので、これに對してはやはりその面を的確にとらえた法律の制定は考えられてしかるべきだと考えております。

○山原委員 現行刑法体系にないような規定が盛り込まれているわけでございますが、もしこれが成立するとすれば刑法体系全体にこれが及んでいくという懸念を持つわけでございますが、この点に關しまして、かつてこれが問題になりましたときに東京弁護士会から出された文書をここにちようど持っております。これは意見書でございますが、これによりまして、二つの点から危惧の念を持つておられるわけですね。

一つは「特別措置法案は、およそ刑罰法規を制定するに際しての民主的手続き及び罪刑法定主義の原則を一切無視し、刑罰万能主義のもとに刑罰（重罰）の威嚇力によって犯罪を防止しようというもので、その根本思想は、当会がこれまで一〇年余にわたつて反対してきた改正刑法草案と全く軌を一にしており」ということで反対の意見です。

もう一つは、加えてこの法案は「警察への通報協力も法的に義務付けており、警察の権限を著しく拡大するものとなっております。」この二つが

加わつて基本的人権の侵害、法体系のバランスを崩すものだとこのことで反対しておられるわけですね。この点についてはこれから議論がなされるところだと思ひますが、これについて先生のお考えを簡単に伺ひたいのですが、いかがでしょうか。

○藤崎参考人 東井で何か意見書が出ていたというところは私も承知しておりますが、確かに意見書指摘のような見方もできるかと思ひますけれども、やはり社会全般の、総合的な見地から考えなくては行けない面もあるかと思つて私の先ほどの意見になったわけですね。

○山原委員 池田参考人また田村参考人に一言お伺ひいたします。

被害業界としての実情のお話がございましたし、またそこで働いている労働者、従業員の方たちの置かれてある苦悩やその他お話がございました、その現状についての理解はもうござんせいでいただきました。

同時に、この問題はもとより、あのグリコ事件が起こりまして既に三年半たつておりますが、この間に肝心の犯人が逮捕されていないという実情があるわけですね。逮捕が先決である。ところがこの事件を利用して、皆さんがお考えになつておられると逆に警察権力の拡大につながる法案になつてしまふ、これは元も子もなくなるわけでございます。今まで国会で議論された中で、例えば金澤警察庁刑事局長は、現場逮捕を目前にして逃亡される、こういう事実が何回かあったというふうな言われておりました、捜査の不備の問題があるのです。それを棚上げにして法律を変えるというところに私は危惧の念を持つておられるわけですね。現行法規に照らしましても、もし犯人が検挙され、あるいは起訴され裁判にかけられたならば、極めて情状の重い量刑であるというところは一致した見解である。いわゆる重罰を科すことができる事件である、こういうふうに言つておられるわけですね。したがって、現行法においても重罰あるいは複合罪を科すことができるというのがほぼ一致した法務

省関係の見解だらうと思ひます。そういう意味で、必ずしも新しい法律をつくらなくてもまずこのことを解決していくことが大事じゃないかと私は思ひますが、これが第一点です。

それからもう一つは、第四号、第五号によりまして警察への届け出義務あるいは協力義務というのが出てまいります。例えば従業員の場合に、毒物が混入されたなどというところを知る由もないことが多いわけですね。ところが通報義務がある、届け出義務がある、あるいは協力義務がある。警察が介入してきて、あなた当然知つておつたらう、それを知らないと言つたら、うそじゃないかというふうなことで一般に介入することができると法律になつていくわけでございます。これはほとんど他に例を見ないところなんですね。このことを考えますと、むしろ逆にそれを許す形で皆さんが被害者にならねないという心配があるわけですが、このことについて議論をされておりましたら御答弁をいただきたいのです。

○池田参考人 第一点の、そもそももとなつた怪人二十一面相なる犯人の逮捕がないということについては、実はこの問題を私も非常に恐れております原因になつておられることは事実でございます。しかしながら、逮捕ができるかできないかの問題は業界側の問題ではないわけでございますので、何とか早く逮捕していただきたいということとは常に意見としては申し上げておられるわけでございますが、ただ、今の怪人二十一面相なる者自体の事案について、それが重罰を科し得る構成要件を持つておられるかどうかについては、私も業界としてはつまづきかたにいたしませんけれども、コピーキャットと申しますか、物まねをして実施するというのが現在たくさん出ておられるわけでございます。その中には、犯意の中で必ずしも最初から殺人なり傷害にまで持つていくという目的を明確にしないまま、いわばいたずらのやうな形のものもかなり含まれておられるわけでございます。米国でも新しい法律をつくつた一つの原因は、そういういたずらのものを処罰する法規がな

い、しかも、それが社会病理的な現象として後から後からとなく絶えず出てくるというふうな形で、いわば犯罪の一つのジャンルになってしまった、したがってこれを何とかする必要があるというふうなことから出てきたのだと私も思うわけでございます。先ほどちょっと申し上げましたけれども、そういう形で未遂に終わったものについても処罰がされるんだという体制ができません、やはりそういうふうな犯罪に対する誘因を断ち切る上で非常に大きな効果があるのではないかと私も考えておるわけでございます。

また、協力義務の問題でございますが、実は経過として私も、通報を怠りますとそこで刑罰があるという形については、いわば一種の被害者意識といえますか、そのサイドに立たされるというふうなこともございまして、もう少し訓示的なやわらかい規定というふうなことにならないものかという感じを抱いた時期もございました。その後、いわば犯人側が企業をつかまえてしまったがために、事実上の解決を迫るというふうな行き方が非常に強く露骨に出てまいりました。特に企業が小さい場合にはどうしても事なかれ主義というふうなことになるがちな面もあるわけでございますので、むしろこの際、犯人がそういうふうな企業側を陥れることについて、企業自体もそこへ陥れられにくい形の条件というものを要るのではないかと。

ただ、それが必要以上に強く出てまいりますと、企業としては非常に困難な場合も想定されますので、したがって、単に脅迫が行われただけですぐ協力義務と申しますか通報義務というふうな形が形罰を伴ってあらわれるということではなくて、明らかに毒物混入というものが明確に認められたというふうなことに限る場合にのみ適用するということ、法律上の中身を明確にすることで実はやむを得ないのではないかと、いうふうな考えでおる次第でございます。

○田村参考人 犯人がいまだ逮捕されていないケースが多いわけで、このことについては大変遺憾に思っているわけですが、グリーコ・森永事件の際も犯人に関する情報の収集、あるいは警察に対していろいろな御意見もあったわけですが、聞いている範囲内では、現場ではかなり一生懸命努力をされたいた、にもかかわらず現実には犯人が逮捕されなかったということだというように理解をしております。被害を受けた企業の組合員心情としては、かなり厳しい見方をしているというのが率直なところだろうと思います。これだけ大変な事態になり、その影響が甚大であるわけでありまして、そのことが犯人をより一層憎いというふうな見方に立たざるを得ないということではないかなというように思っています。

それから、届け出義務につきまして、毒物の混入事実が明確に判明すれば、それは法律を守るべく企業としての責任体制のもとで対処されるべきものではないかというように思っています。

○山原委員 これでおきますけれども、ちょっと法体系になじまないものが出ていまして、その点で心配をしてお尋ねをしたわけですが、

○玉沢委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

午後一時二分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

○玉沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。第百七回国会、宮崎茂一君外五名提出、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中恒利君。

○田中(恒)委員 大変難しい法案を拝見いたしておるわけでありまして、質問も極めて幼稚な面があるような気がいたしますが、法の全体の姿、その中で若干心配をされておりますような諸事項について御質問させていただきます。

まず最初に警察庁からお聞きをしておきたいと思いますが、この問題の背景には、五十九年の三月の江崎グリーコ社長の誘拐事件というものが非常に大きな動機になっておるわけでありまして、あの事件のその後の捜査状況はどういうふうになっておるのか、その後グリーコ・森永事件に類似する事件がどのような傾向をたどり、どのような特徴を持つておるのか、この点について要約で結構です。まずお示しをいただきたいと思っております。

○広瀬説明員 お答え申し上げます。

まずグリーコ・森永事件のその後の捜査経過いかんというところでございますが、御案内のとおり、昭和五十九年三月十八日にグリーコの江崎社長が誘拐された内、この誘拐事件を端にいたしました御案内のとおりの一連の食品企業が恐喝されたものでございます。一昨年の八月に犯人グループがマスコミに対して犯行中止を示唆し、その内容の挑戦状を送りつけてまいりましたが、これを最後にその後具体的な動きは起こってございません。

これまでの捜査状況でございますが、大阪、兵庫、京都及び滋賀の各府県警察を中心いたしましたとして、全国の警察を挙げまして当面の最重要課題として取り組んでおりますが、具体的には似顔絵の男の割り出し、犯人が使用したタイプライターの特定、無線機等遺留品の捜査等を鋭意推進してまいっております。今後とも既定の捜査方針に基づきまして粘り強く着実に捜査を進めてまいりたいと思っております。

次の御質問のグリーコ・森永事件に類似した犯罪の発生状況いかん、それからその事件の特徴的傾向ということでございますが、お尋ねの食品企業

等の企業を対象とする恐喝事件が多発する傾向にございまして、特に昨年の七月、大手食品企業が裏取引により多額の現金を犯人にお渡し取られたというようにことが明るみに出て以降、この種事件が激増いたしました。しかし昨年八月をピークにいたしまして、その後は徐々に減少をいたしております。本年に入りましてからは月平均五件強で推移いたしておるところでございます。

ちなみにこれまでの年別の発生状況を申し上げますと、五十九年は五十一件、これは五月以降の数字でございますが五十一件、六十年が百一件、六十一年が二百二十二件、六十二年、これは八月三十一日現在でございますが、四十七件というふうになっております。ことしになりまして発生件数は減少いたしておりますものの、その犯行態様を見ますと、単に食品メーカー等に対して脅迫文を送るだけでなく、青酸入り商品をもあわせ郵送しまして、スーパーにこれをばらまくぞという脅迫をしたというふうな、グリーコ・森永事件と同じ態様の悪質な事件が依然として出ておる状況でございます。

特徴的な傾向といたしましては、ほとんどの場合が脅迫文を送りつけるなど文書による脅迫をするというものが大半でございます。また、その要求に応じなければ食品に毒物を混入する旨脅迫するといふものが多発しておるわけでございます。さらには現金受け渡し場所を頻繁に変更するなど、その手口が巧妙化、悪質化するといった傾向が見られるところでございます。

○田中(恒)委員 大体事件の捜査の状況を大まかに報告をいただきましたが、問題は、つまりこの事件の犯人が逮捕されていない、この事実ですね。これが今なお続いている中でこういう法案が出たというところから、国民の世論というか声の中には、グリーコの犯人もよう逮捕せよというんな協力義務などを課せる法案を出すというところについて御批判をあちこちで私も耳にいたします。なるほどなと思わざるを得ません。そういう意味では、法案に直接関係ありませんが、私はや

はり犯人逮捕に向けての警察庁の汗をかき、察というものがもつと国民に示される必要があると思ひます。

あといろいろありますが、そういう中で本法が制定されることによってこういう事件の防止がどこまで期待されるのかという点について、これまたいろいろ意見があるわけであり、むしろ警察権の強化につながっていくのではないかと、不特定多数の国民がこういう事件の中で警察の捜査の対象になる度合いがひどくなるのではないかと、こういう不安等もあるわけであり、この点については提案者の方ではいろいろ御検討されたと思ひますが、どのようにお考えになって提案をせられたのかこの際改めてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○宮崎議員 御承知のようにグリコ・森永事件というのは、流通食品に毒物を混入いたしました、そして社会的な不安をかき立てたわけでございまして、消費者の側からいいますと、そういう食品を買って食べると死ぬかもしれないという不安がございまして、またスーパーなんかには並べられておりますのは子供用の食品が多ございまして、やはりその点におきまして社会的な不安というのは非常に大きいと思うのです。ですから、こういった人の生命に関する問題、これを防止するという点、この点は何とかしなければならぬということ、この点から私ども考えておりました。

先ほどお話しのようにまだ犯人が検挙されないのは非常に残念でございますが、行政官庁、製造業者等、あるいはまた関係の方々もみんな総合的な考え方で防止しようというためにこの法案を出したわけでございまして、警察権限の強化とかそういうことは毛頭考えておりませんし、なおまた警察は警察で、犯罪に對しては極力犯人を捜してもらうように期待をいたしておるわけでございします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中(恒)委員 これは法制局にお尋ねした方がよいと思ひますが、この法律の性格について、一

つは刑罰を科していくという面があります。いま一つは、今も宮崎先生の方からお話があった行政措置法的な面があります。この二つが混合してあるというのでありますが、例えば刑罰については、今の刑法を中心とした体系の中でほとんど処理されるのではないかと。毒物を混入した罪が一つ足らないと言われておりますが、犯罪そのものの全体的な罰という点になっていくと、グリコ事件にいたしましては罪名が十五あるとか二十あるとか言われておるほどでありまして、今の体系の中でも処理できる条件がほとんどである、こういうふうな我々には聞いておるわけであり、しかし、行政上の措置というものを今度新しく立法化していくことによって、ある面ではいろいろな事件に對する事前の防止や事件が起きた場合の迅速な処理などについて前進もあるうし、あるいは先ほど参考人からも意見陳述があったように大変な被害を業界あるいは労働者が受ける、そういうものに対応する施策というのは一歩前進するのかな、こんなふうにも理解しておるわけであり、この法律の体系について、特に将来どういう方向にこれが位置づけられていくのか、もし法制局の方で御見解がございましたらお聞きをしておきたいと思ひます。

○坂本法制局参事 お答え申し上げます。いわゆる行政法と言われるものの中には、各種の行政措置を定めるとともに自然犯的な犯罪に對して処罰規定を定めているものがございます。例えば水道法、それから放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律などがこの例に当たりまして、水道法では、水道事業についての認可とか供給義務とか各種の規定のほか、五十一條で、水道施設の損壊等に対する処罰規定を定めております。それから放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律では、放射性同位元素による各種の危害の防止措置を定めるとともに、あわせて五十一條で、放射線発散危険とかそれに

よる致死を処罰するという規定を設けておりま

す。これらの法律はいずれも行政法規の規定を置くとともに、刑法を補充強化するような性格を持つ基本的犯罪について規定を設けておりまして、このような定め方は立法上特に問題があるということにはなっておりませんというように法制局としては理解しております。

○田中(恒)委員 それは私も知っておるというか勉強させられました、この法律は行政法的な性格が強いのか、刑罰法的な性格が強いのか、両方宙ぶらりんでございまして、この点、その辺どうですか。

○坂本法制局参事 どちらかと申しますと行政的措置の部分が多いということで、やや自然的に近いのは九条の処罰規定でございますけれども、これと一応微量の毒物混入についても処罰するということがありますので、必ずしもいわゆる自然犯的なものばかりとは言えない、そういう理解をしております。

○田中(恒)委員 わかりました。内容について二、三お尋ねをいたします。

この法律の対象につきまして第二条第一項においては流通食品についての定義がなされておまして、「公衆に販売される飲食物」というふうな規定をされておるわけであり、実は私は愛媛県でございますが、愛媛県のこれまた私の選挙区内であります、先般野村町というところで学校給食に青酸カリが混入をされるという大変な出来事が発生をいたしました。私は二、三日いろいろな形でその現場を見たわけであり、これは特に農村でありますから、都会とはまた違った意味の人間関係の中で住民が大変な苦悩をいたしました。これは学校給食であるということ、どうもこの法律の対象にはならないのではないか、こういうふうにお聞きもいたしております。ともかく流通をする飲食物で不特定多数の人々を対象としたものということになっておるようであり、それが、流通をしないものもいろいろございします。今私が申し上げた学校給食などに毒物が混入せられたような場合はこの法律の対象外というふう

理解をされるものでしょうか。改めてこの席で確認をしておきたいと思ひます。

○白川議員 お尋ねの点でございますが、結論から申しますと、これには該当いたしません。と申しますのは、学校給食の場合は販売の用に供せられていた食品とは言えないと思ひます。その点からでございます。

○田中(恒)委員 そういたしますと、例えば牛乳などに入る、その牛乳が学校へ回されたといったような場合でも対象になりませんか。

○白川議員 牛乳業者が学校に売る、その牛乳はもろろん流通食品でございますが、学校は最終消費者であるわけでございします。買った者がどのようにして児童生徒に飲ませるかという問題は、そこからは販売の行為ではないわけでございしますから、消費者である学校が買って生徒が飲むという間に万が一毒が入れたらした場合というのは、流通食品に對して毒を混入したということにはならないと思ひます。

○田中(恒)委員 ケース、ケースで物の流れの過程で区分をしていくと、販売という前提をつけた、つまり正札がついたもの、こういうことになると、正札がつかないものでも、場合によれば不特定多数の大衆の中に入り込んで売られる場合も考えられはしないか。具体的なケースによつてはそういう心配がございまして、「販売される飲食物」という規定がちょっと気にかかる点があるわけであり、ただ、これはさまざまな現象、出来事が起きるのでありまして、そういう中で将来問題になりはしないか、こういう心配を持っておりますので、改めてこの点を意見として申し上げておきたいと思ひます。

そして、第二条第二項の一号、二号、これは非常に明確に「劇物取締法別表第一及び第二」それから「薬事法第四十四条第一項又は第二項の規定により厚生大臣が指定した医薬品」というふうであります。第三項は「前二号に掲げる物以外の物で、その毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの」ということにな

っておりますね。

実はこの規定であります、これは、私は法律の専門家ではありませんが、人を処罰するという場合の法律の概念規定としては非常に漠として、こういう規定で処理されると、運用によっては非常に広がついていく心配がありはしないか、少なくとも処罰の対象になるということについてはできるだけ縮めていくということにならないと、法律として妥当ではないのではないかと、こういう意見が非常に私どもの党の中にはございます。改めてこの規定についての、特に第三号について何らかの措置をとらなければいけないのではないかと、うふうに我々は思いますが、この点について、提案者がこの法文に至るまでの過程あるいは今日のお考えについてお示しをいただきたいと思うわけです。

○宮崎議員 御承知のように、第一号、第二号というのは、きつと毒物の名前が法律に書いてございます。したがって、このことについては問題はないわけですが、おっしゃるような第三号に、一号、二号に毒性並びに劇性が類似したもの、こういうふうに書いてございます。私も今お話しのようにこの対象物を広げようという気持ちには毛頭ございませんで、実際は一号、二号と同じ程度と申しますか、これは専門家に言わせるとそうじゃないのかもしれないが、私も素人では同じ程度のものが何かあるんじゃないか、こういうふうな考えを、現に法制局あたりで聞きますと、これは何れもそうでございまして、それならばそういったものを——三号をむしろ削除するということになりまして、一号、二号と同じ毒性のものを利用したときには犯罪にならない、そういうことになるんで、やはりこれは入れておかなければいけないんじゃないか。ただし、お話しのようにこれを拡大解釈して、もっと毒性の低いものでやろうという意思は毛頭なかったわけではございまして、このように書き添えるを得ないな「類似」という言葉が、ちょっと少し毒性の低いものというふうな解釈されはしないか

というお話でございしますが、私も一号、二号と変わらぬ毒性の同程度のもの、こういうふうな解釈しております、そして三号を除くことによつてこの毒性を利用した犯罪というものが処罰の対象にならない、こういうことを防ぎたいというような気持ちから書いたわけではございまして、なお詳細は法制局その他から答弁させます。

○田中(恒)委員 今の宮崎先生の御答弁の中にあります、そういう「類似するもの」というものは具体的にこういうものでございまして、こういうふうな何らかの形で示していくという措置が必要ではなからうかと思うわけでありまして、いろんな毒性に転化をしていく成分という要素というか、そんなものになるのでしょうか、何か常識的にこういうものが薬事法なり毒物劇物取締法以外にございまして、そういうようなことが、あるということでありまして、その点について説明はしていただけないでしょうか。

○白川議員 人に害を与える毒物、劇性があるものといふのは、発見されているもの、発見されないうち、どういふ形式であれ、それだけという形で特定をした以上は、犯罪としてはそれを使わなければ逆に本罪の構成要件からは外れてしまうというところで、何ともこれはだれが考えても立法形式としてはおかしいということになるわけではございます。

そういういたしますと、考え方としては、毒物とか劇物とかいふものを一般的、抽象的に決めておくというのが普通の方法であるわけではございまして、刑法なんかだったら、人を殺傷したということに殺傷の手段までは一々書いてないわけではございます。そういうような意味で、抽象的、一般的にそのように書くことはできるわけではございますが、私どもは、刑法の重要な一部を変更するわけではございまして、そのような大それたことはしない方がいいたるうということでは、まずできるだけ具体的に書くこと、法律の上で列挙

してある毒物及び劇物に関する法律とか、薬事法の方にせつかくそういうようなものがあるわけではございますから、まずそれを書く。しかし、どうしてもそれで読み取れないものがあるわけではございます。

具体例を申し上げますと、例えば中間生成物などイソシアニル酸メチル、これはカーバメート系農薬の中間体などで発生されるものでございまして、それから試験研究の目的などの途中に出てくるものがいろいろあります。カビ毒、アフラトキシンとかいろいろあるものがあるわけではございまして、鉱物の中にも硫酸鉄などもありますし、廃棄物の中にも毒がいろいろあるものがございます。そういうものがいろいろあるわけではございまして、それらをどこかの法律にまとめて書いてあるかというところ、そういうものを前提しながら、一号、二号というふうなものを前掲しながら、それと同じくいろいろの毒性の強いものを使つて本罪を犯した場合に罰する、この方が、少なくとも毒物、劇物とは何ぞやというところを一般的、抽象的に規定するよりもっと限定したことになるのではないだろうか。そういうことでこのような構成要件にいたしたわけではございます。この点をまた御理解をいただければ幸いです。

○田中(恒)委員 その辺の問題はたくさんあつてなかなか法律には書けないのでしようが、行政措置の一番大きなのは政令でしようが、政令なりあるいは指導の行政通達なり、そんなものでございまして、この種のものをいふたような形で整理をして示すことはできませんか。そういうことをしてはいかですか。

○白川議員 おっしゃる趣旨はよくわかるのでございまして、具体的に挙げたものを以外に使つた場合、具体名を挙げて、その具体的な名前以外には犯罪に当たりませんという方式をとる限り、もし犯人がよく調べて、これは項目の中に載つていない、そうすると本罪は成立しないんだ、こういうことに論理必然なるわけではございます。ですから、法形式が政令であれ、省令であれ、具体的に名前を挙げたもの以外のものであれば本罪は成立しない、これは明らかに社会常識あるいは本法の目的からいって趣旨に反するであらうということ、最後はある程度抽象的に書き添えるを得ないのではないだろうか、こういうふうな思ふわけではございます。

○田中(恒)委員 この第四条の「毒物の混入等があつたことを知つた者」ということでありますが、この毒物の混入があつたという認識は、大体どういう条件の場合に法律的にはこの条項を発動していくのか。つまり脅迫が来た、毒物を入れるぞとか入れたとかいふ脅迫が来た、こういう時点なのか。あるいは店先で青酸カリらしきものか青酸カリを入れるのを現場で見たとか、この「知つた」という状況判断はいかなる条件の中で判断されていくのか、この点についての提案者のお考えをお聞きしておきたい。

○宮崎議員 非常に核心をついた質問でございまして、私もこの点は非常に困つたわけではございます。後でこういう届け出義務を担保するため罰則がございまして、それとの関係でどの程度のことを届け出義務にするか、非常にいろいろ議論百出したところでございまして、現在は毒物を混入したぞということを犯人から電話があるとか、なとかで通知しただけでは、これは知つたということにならない。本当に毒物が入つていのかどうか、それは確かめられないわけではございまして、そういう通知を受けて、本当に入つていのか、なとかでその食品を検査してみると、ああ、なるほど青酸カリが入つておつたというときから構成要件として確認をする必要がある。そしてまた、確認をしたことを同僚が何かに、こういうことをやつたらこういう毒物が出たぞ、これはよく処置しないといふか、そして相手の人はわかりました、こういうふうな構成要件がなければ、毒物ということと故意にやつたということも犯罪要件になりますから、そこをところが——書いてありますのをただすつと読みますと「あつたこ

とを知った、こうなっておりますが、具体的にそういったような幾つかの条件を考えて、届け出義務というのは非常に細かく決めて、本当に事実であったという点だけに絞って書いたわけでございまして、「あつたことを知った」というのは非常に簡単な用語でございすけれども、そういったようなことを書いてあるわけでございす。どうぞ御理解を賜りたいと思ひます。

○田中(恒)委員 届け出の方は後段の質問につながるわけでございす。毒物が入つておるといふ確認、例えば試験場の試験結果によつてこれには青酸カリが入つておるといふような分析報告が出た場合、これは確実に確認されすね。それ以外に客観的な諸条件から見て、どう見ても毒物が入つておるといふふうに一般的に判断されるような条件、要件というふうなものなのか。しかし試験研究機関の分析証とかなんとか、そういったものが証拠資料として伴つた場合に確認されるということなのか、何だか怪しいし、あれをどうも入れたということの確認という行為が起つて次の届け出義務というものになつていくのか、この辺も少し条件を幾つか示していただきたいと思ひます。

○白川議員 第三条に書いてありますとおり、毒物混入等があつたというところは略称してあるわけでありまして、「流通食品に毒物が故意により混入され、添加され、若しくは塗布されること又は」云々とあるわけでございまして、毒物が故意に確実に入つたという場合のみを指すわけでございす。ですから、例えば青酸カリと書いてあるようなあいまいな瓶の中の物質が何か入れられたらしいというふうなことで、そもそも本体の瓶が本当に青酸カリを入れている瓶であるかどうかというふうなものが入つた場合、すなわち毒物らしきものがどうも入つた気があるとか入つたらしいぞという程度ではこの「知つた者」には入らないわけでありす。おそれがありますけれども、それでは、まだ我々が想定してあります毒物が故意によつて確実に混入されておるとい

う事実が発生したとは言わないわけでございす。

ですから、もしこれを刑罰規定と一緒に読むならば、青酸カリと書いてある瓶から何か物体を入れたらしい、ところが肝心な中の中は砂糖であつた、同じように白に見えるけれども、それはもともと毒物が故意に混入されたという実態がないわけでありすから、不能犯といふ構成要件該当性がない、こういうことになるかと思ひます。

○田中(恒)委員 そこで、今の御答弁を聞く限りにおいては、客観的に毒物であるという認定が可能なる諸条件がそろわないと「知つた」という条件にならない、こういうふうな理解をいたしたいと思ひますが、同時に「知つた者」、つまりまたまたどこかにおつて、毒物が入つたというところを、客観的なそういうものも整えながらわかつた人がそのことによつて直ちに届け出をしなかつた場合に処罰の対象になる、そういうことが考えられる。警察は、毒物が入つたかどうかというところについていろいろな捜査が始まつていくし、私もその野村町の例などを見ると、これはまことに異常な雰囲気を感じ出してゐるわけでありますから、そんな場合には、よく心配される善意の個人がそういう刑罰の対象になつていくのじゃないか、こういう声が当然起つておるわけでありす。そういうところまで通報義務を課せなければいけないということについては、ちょっとこれは行き過ぎではないか。大體通報義務を課せるといふこと自体が、今の法律の体系の中ではちよつと出ておると言われておりますね。

しかし、この種の事件の態様が、例えば企業が裏取引でお金で解決するものは解決していく、そういう商習慣——商習慣じゃないが、この種の事件の裏側に潜むものを明らかにするためには、何か義務化をしなければいけないということ、こんな条文ができたというふうにも聞いておるわけでありす。しかし、それが非常にたくさん個人にかぶさつていくということになつていくと、や

はりこれは大きな問題になつてくると思ひます。そういう意味で「知つた者」といふものについて、私もこれはこのところはいま一遍再検討しなければいけない、こういう考えを実は持つておるわけでありす。この点について、提案者の方でお考えがございましたらお答えをこの際いただいておきたいと思ひます。

○宮崎議員 ただいまの御質問は、「知つた者」といふのが一般の人方に、非常に大勢の人に及ぶんじゃないか、ですからそういう人方は報告義務は課せられるのか、そしてまた、それに対する警察の取り調べ、そういったものはあるんじゃないかというふうな御心配のようでございますが、私も、実は毒物が確実に入つておるといふ確認を確かむことのできる人といふのは一般人はほとんどいないんじゃないか。皆無と言つてもいいんじゃないかという気持ちでございまして、その点につきましましていろいろと疑問がございす。ですから柔軟に対処したいと考へておりました。そういうふうな心配のないように、本當に知つておつたというのとは、製造業者があるいは販売業者が、そういう何か通報があつて、自分の商品だからこれはどうかと言つて試験場へ行つてやつてみたら入つておつた、こういうふうな人に限定をいたしたい。一般的に、あそここの店はどうも毒が入つたらしいぞということと通報の義務を課せるといふようなことには考へていないわけでございす。

○田中(恒)委員 このところの条文については、私も、私どもは、こういう義務規定を課するところ、基本的な問題がある、こういうふうな理解をいたしておりますが、今御答弁をいただいた範囲では、知つた状態といふものが、個人の目で見たとか聞いたとかといふことだけでない条件があるやうであり、それでいくと、保健所あるいは会社の保健所とか公の分析ができる機関でないとなかなかないよう思ひます。そうすると、やはりこのところはそういう趣旨を生かした内容に変えていくことが必要ではなからうか、こんなふうと思つておりますので、この際申し上げておきたいと思ひます。

と思ひます。

同時に、第四条の義務規定に関連して第十条で罰則があるわけでありす。この罰則が義務規定の裏づけといふことのものであります。これは二十万円といふことになつておりますが、この二十万円以下といふものの根拠は何があるのですか。

○白川議員 お尋ねの趣旨をちよつとはみ出るかわかりませんが、第四条について改めて御説明を申し上げます。

届け出義務というところ、一見捜査への協力をしてもらいたいという感じがしないでもないだらうと思ひますし、警察当局としてはそこそこ期待をいたしておるのかもわかりませんが、立法趣旨そのものを改めて申しますと、罰則がついておるこの第四条の趣旨は、要するに毒物が入つた食品が一般に出回り、それを一般消費者が食すると、生命身体に非常な危険が生ずる、そういうこととは何としても防止しなければならぬ。ここに一番の重点があるわけでございまして、やばかつたりおかしなやつたら警察に知らせなさいといふ立法趣旨ではないわけでございす。

それはどちらにあるのかといふと、むしろ第五条の「毒物の混入等に関する犯罪の捜査が円滑に行われるよう、捜査機関に対し、必要な協力をしなければならぬ。」入つたかどうかかわからぬけれども、入つたおそれがあるというものはこちらの方でむしろ読み取らう、こういたしておるわけでありまして、このところをそういう面で正確に御理解いただきたいと思ひますし、我々はそのようにしたという意味で、第五条には逆に罰則はかかつておりません。

さて、二十万円の件でございすけれども、先生御指摘のとおり、第三者がそのような犯罪をやつてゐるらしいというところを警察に知らせるといふ一般的な義務は、確かにないことの方が圧倒的に多いわけでございす。公務員などの場合は、犯罪があると思考するときは告発義務その他はありますが、一般人の場合は先生おっしゃられたと

おりないがむしろ原則でございます。ただ、冒頭申し上げましたとおりこの第四条の目的は、流通食品は大量に生産されるものが多いわけでございますが、それを人が食すると大変大勢の人の生命身体に危険が生ずる。お互いにこの世の中に生活をしていく者として、少なくともそういうことは警察当局に知らせてもらって、そういう被害が発生するのを事前に防止する、それらはお互いに社会人としての義務があるのではないだろうかというところで罰則にしたわけでございます。体刑その他はございません。罰金二十万円以下というところで、類例はそんなに数ある方ではございませんが、爆発物取締罰則などですと五年以下という懲役でございます。銃刀所持等取締法によると十万円以下の罰金ということでございますが、それよりもちょっと重たいのではないかとということで二十万円にした、こういうことであります。

○田中(恒)委員 提案者のお考えはある程度理解できましたが、この罰則規定と届け出義務との関連についてはなお私どもの方でいろいろ議論が起きておるところでございます。検討をさせていただきます。たださういって思っております。

この法案の第八条は、先ほどお聞きをすると、方向としては行政法的内容が厚い、こういう御答弁をいただいておりますが、製造業者等に対する指導、助言、資金のあっせんその他の措置ということになっておるわけですが、確かにグリコ事件を見ても業界や働く人々が大変な迷惑を受けておるということは現実であります。こういうものに對して行政がどういう措置をしていくのか。実は、きょうも質問の通告というところから各省にも申し上げておったのですが、時間がございせん。グリコ・森永事件を見る限りにおいては、労働者に対する給付の措置が労働省にあるし、通産省に保険の機構があるし、さらに中小企業に対する助成措置がある、こんなものが現状あります。この法律ができたからといって、これが新しく強化されるようなことになっていくのか現状のままなのか、その点どこか、農林省ま

めてちょっとお答えいただけませんか。

○谷野政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘の第八条の措置でございますが、グリコ・森永事件の場合にも各省相協力をいたしまして諸般の措置を講じたわけでございませう。ただいま先生御指摘のような措置もございませうし、さらに指導、助言をいたしましては、いろいろな関係企業に対する製品管理の徹底でございますとかパッケージの改善、こういうようなことについて助言、指導ということを行ったわけでございませう。そのときにはもちろん本法がない状態で行ったわけでございませうが、私どもはいたしましては、この法律によりましてこのような根拠となり規定が制定されるということに相なりますと、従来とりました措置もより円滑に進められるようになるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございませう。

○田中(恒)委員 そこで、ちょっと二つだけ一緒に質問をさせていただきます、お答えもいただきたいと思ひます。

一つは、この法律を見ますと、主務大臣という規定がありまして、これが農林水産省である、これは行政組織法の建前からいうことのようにございませうが、参考人に対する各党の質問の中にも出てきておったように各省にばらばらになっておる。この法律を見ても、主務大臣がやること、それから国の施策でやること、あるいは各省が持つておるいろいろな法律体系の中でやること、それぞれでやっていく、こういうことになっておるわけでありませうが、全体として統一という連絡調整体系というものを一本というか、十分な意思の統一とやり方について各省が力を合わせなければいけない問題がこの種の問題については非常に多いと思ひます。そういうものについて、法律では、主管庁は具体的には農林水産大臣ということになるようでありませうが、やはり政府全体として統一調整をしていく、こういう必要があると思ひますので、この点については、もしこの法律が制定をされるとどういふうな措置を考へる

べきなのか、提案者の方でお考えがあればそのことについて御意見を言っていたきたいし、政府の方に法律を受けてどういふことが考えられるという点があったらお示しをいただきたい。それが一つ。

それからもう一つは、私はこの法案を見まして、確かにこういう異常な今日の新しい犯罪に對応するために、刑法に欠落しておいた毒物混入罪と称するものを中心にしていろいろの法が組まれたということについて一定の理解を示しますが、そのことがもたらす危険性というのか、どうもそれがあつたような気もして多少もたしたておる面もございませう。ただ一つ、これはこの法律の中でということではありませうが、しかし考えれば考へられないことはないと思ひます。毒を飲んだ、あるいは食べた被害者、この被害者を一体どう見るべきなのか、あるいは企業に對しても融資やいろいろな指導、助言などは出しておるわけでありませうが、この法の対象にならないと言われたが、私のところの学校給食の事件を見る限りにおいては、住民の異常な恐怖感とお互いの猜疑、そこへ警察が入つていく。異常なマスコミ、世論がまくし立てるわけでありませうから、そうなりませうと、民間の諸団体、例えばあそこは本場にP.T.A.なんかというものは、役員なんかは本場に一月、二月月ぐらゐ仕事をふつ飛ばして連日連夜このことについて協議をしておる。大変な迷惑を受けておるのです。そういうものに対してどういふふう

に考へたらいいのか。

特に被害者に対してはどういう措置があるのか。聞くと、何か通り魔事件のときにつくった犯罪被害者等給付金支給法、この法律に基づく措置しかないということでありませう。これは必ずしもこの種の事件だけではなくてたくさん問題があると思ひますが、やはり被害者に対するいわゆる救済策というか、政府としても対応策というものが何らかの形で考へられる必要があるのじやないか、こういうふうには私は思つておるわけでありませう。この点について、これは提案者の方がい

いと思ひますが、お考えございましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○宮崎議員 この第八条に關しまして、いろいろな措置をとる場合にどの省がどうやるのだというお話でございますが、いわゆる流通食品を担当しておりますのは主に農林水産省でございますし、大蔵省は酒類を担当しておりますから、主務大臣というのはこの二つの大臣でございます。しかしながら、薬物でありますとかあるいはまた法的規制の刑罰の問題でありますとかは法務省であり、あるいはまた厚生省なんかも関係があるわけでございませう。各省その点は適宜連絡をとり合つて、例えば農林省が中心になつてこの問題については関係省集まつていただいて協議するとか、そういうことにならうかと思つておるわけでございませう。政府側の答弁はひとつ農林省にやっていただいたいと思ひます。

それからいま一つ、この法律の中では被害者に対する問題がないじやないかというお話で、私ども、現行法その他でそういった気の毒な方々を何とかひとつ救わなければいかぬという気持ちを持つておりますが、そこまで、これを明記するところまで今回はいたっておりませう。

○谷野政府委員 ただいま御指摘の関係行政機関の連絡協力体制の件でございますが、グリコ・森永事件の際には各省の連絡協議会が設置をされまして、内閣官房の方が事務局をお務めいただいたという例があるわけでございませう。私どもも流通食品を主管いたしております立場といたしまして、今後このような問題を処理するに当たりましては、そのような先例に徴しまして各省庁間の連絡体制が緊密に行われますように、私どもも努力をしてみたいというふうな考へております。

○松田説明員 お答え申し上げます。私の方では、この種の事件で被害に遭つた者の救済措置、特に犯罪被害給付金の支給対象にならなないか、こういう御質問があつたわけでございませうけれども、流通食品に毒物、劇物等を故意に混

入させるなどの行為によりまして死亡または重度の障害を負う事案が発生した場合におきましては、通常その被害者の遺族なりあるいは本人に遺族給付金または障害給付金、これが支給されることとなります。

○田中(恒)委員 時間が来しましたから終わりますが、これは自民党の議員提案で出たわけですが、私は、やはりこの被害者対策というものは、いろいろな法律の中で正直言って今のものだけですが、今のものは全くのお見舞い金といったようなものでありまして、そんなものでなかなか済むような状態ではないと思いますから、今後の大きな政治課題として十分にひとつ与党の方でも、我々の方もいろいろな角度から検討してもらいたいと思っております。そのことだけ申し上げて終わります。

○玉沢委員 坂上富男君。

○坂上委員 坂上富男でございます。

農水委員会での発言は初めてでございましてふなれでございまして、あるいは御迷惑をおかけをすることがあるかと思ひますが、よろしくお願いをいたしたいと思います。また、本法律案の提案者が大変秀才の誉れ高い白川勝彦議員でありますので、あえて私の方から質問するほどのことでもないでございしますが、若干私がわからない部分について御質問をさせていただくという角度からの御質問をお許しいただきたい、こんなふうに思っております。それからまた、この法案については私は賛成の立場で御質問をいたしたい、こう思っております。

まず警察庁ですか、グリコの事件が五十九年三月起きたと言われておりますが、この前にも類似犯罪は起きていないんじゃないんですか、どうですか。今まで隠されていたのじゃないですか。

○広瀬説明員 グリコ事件以前に同種の犯罪がなかったかという御質問でございますが、いろいろな企業に対して脅迫文を郵送するというような形態のものはあったと思ひますけれども、食品に毒を入れるというようなものは私自身は聞いて

おらないという状況でございます。

○坂上委員 私はやはり警察はそういう部分が甘いのじゃないかと思ひます。いろいろ部分がある。私は、やはりこういうことはもうスーパードーピング、そういうような広い、しかも犯罪の盲点となるところにずっと行われていたんだらうと思うのです。ただ、届け出がなかったりこんな大げさにならないうちに処理がなされておったものだから、解決がなされてこういう問題にならなかったのじゃないか、こう思っております。

でございまして、そうだといたしますと、犯罪の模倣性ということを言われたわけでございますが、この模倣性に対していけば一般予防の立場からこの法案の提出がなされる、こういう意味のようにも一面聞いておるわけでありまして、だいたいしますと、今申されましたところの通報義務、そんなような点が本件の法案に対してやはり大きな問題点になるのだから私は思ひます。いろいろお聞きをしておりますと、どうもこういう犯罪がで

きただけ表面化しないうちに、そして、できるならば自分らの企業の中で解決をした方がいいのじゃないか、しかし、これが一般公衆に知れ渡ると放置もできないという部分もあるのじゃないか、こんなようなことをこの法案を審議する上において考えておるわけでございます。

そこでまず警察庁、グリコからでございますが、さつき報告があったのですけれども、一体今日まで総数どれくらい犯罪があったのか、それからそれだけ検挙があったのか、検挙率、そして今だけだけ起訴があったのか、それだけ判決が確定したのか、使われた毒物、劇物が何なのか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○広瀬説明員 お答え申し上げます。五十九年五月以降の数字を申し上げますが、五十九年五月以降本年八月三十一日まで、全部で四百二十一件の企業恐喝事件が起つておるわけでございます。このうち、検挙いたしましたのは二百四十四件でございます。検挙率は五八・〇％

でございます。しかし、例えばただ一度だけ脅迫文書を会社に送りましてその後は何もしないといった、いわゆる荒唐無稽的なものを除きまして悪質なものの、例えば執拗に何回も脅迫しますとか、現金の受け渡し場所を設定するといった、私ども現場設定と呼んでおりますが、そういう悪質なもののつきまちはほとんど検挙をいたしておる状況でございます。

この検挙いたしました二百四十四件につきまして起訴率はどのくらいかということでございますが、八五％ほどが起訴になっております。残りの一五％でございますけれども、これは、例えば共犯者でありまして犯状が軽微であったという者が起訴猶予等の処分になっておるというような状況でございます。

どのくらい裁判で有罪になったかというのは、現在ちょっと手持ちの資料がございませんので、答弁いたしかねる状況でございます。実際に毒物が入れたらしたものの、これは、必ずしも食品に入れたらしたということではなくて、被害企業等に郵送で毒物を送りつけたというものも含んでおるわけでございますが、全部で五十九件ございまして、青酸系が十八件、殺虫剤が十九件、除草剤が八件、その他十四件となっております。その他はシンナー等のもの、あるいは覚せい剤というふうなものでございます。

○坂上委員 毒物、劇物は法律で別表に記載してあるわけでございます。白川議員が類似品目を挙げられたわけでございます。白川議員が挙げられましたものはありますか、劇物、毒物に。そして、今お話しになりました別表、どれとどれだということの御指摘ができませんか、捜査課。

○広瀬説明員 ちょっと、ただいま詳細に検討しておりますので答弁できません。申しわけありません。

○坂上委員 白川先生、大変恐縮でございます。先生が類似毒物、劇物と挙げたものは、別表のどの毒物、劇物に類似するのですか。

○白川議員 ちょっと前段の質問がわからなかつたもので、済みません。

たもので、済みません。

○坂上委員 先生が劇物、毒物の類似品をさつき挙げられました。これは劇物取り締まりに関する法律の別表の何に類似するのかわかることをお聞きをしております。先生の挙げられた品目はどの品目に類似しているのかを聞いておるわけですから、お調べになって、後で結構です。

○坂本法務局参事 お答え申し上げます。毒物劇物法に別表で載っております毒物とか劇物、これの毒性とか劇性が類似するというところで、毒性、劇性の類似ということになっておるわけですから、別表に載っているもの全般的に見て毒性、劇性が類似するものであればかかるということになります。

○坂上委員 田中先生から、構成要件から見ても大変拡張し過ぎる、しかもややあいまいさを持つたのじゃないか、こういう御指摘があるわけでありまして。私もそうだと思います。今法制局の部長さんの御答弁を聞いても、類似というのは別表一、二に少し似ていればいんだというふうな御答弁でございます。これじゃ罪刑法定主義に反すると思ひます。先生はそれでも譲歩しておっしゃった、政令でもって決めてもいいじゃないかと。私は罪刑法定主義からいって反対です。

部長、水道混入罪は、いわば人の健康に害を与えるもの、こういう特定になっておるわけでございます。これと類似とどう違うのですか。

○坂本法務局参事 刑法の水道混入罪の方は、人の健康に害があるということで非常に範囲が広いということなんです。こちらのほうは、まず最初に挙げられておる毒物、劇物というのは、毒性とか劇性が一定の基準を設けておいて非常に厳しいものですから、それに類似するというのは、刑法のよ

うな規定の仕方をするとか広がるということで、非常に絞込んだ意味でこういう表現になっております。

○坂上委員 そうすると部長さん、人の健康に危険を及ぼすものについては、一部処罰の対象にならぬのがこの法律から出てくるのですか。

○坂本法制局参事 そのとおりでございます。人の健康に少々害を……

○坂上委員 具体的にどんなのですか。

○坂本法制局参事 これは例えば、腐敗したものとかがそういうものではないか、腐敗したものの定義に入りませんので、そういうものは入らないということでございます。

○坂上委員 ちょっとよくお聞きください。毒物、劇物があつて初めて類似品になるんだ、こうおっしゃるわけですか。こんな毒物、劇物が入っていないものがこの対象になるというと、ちょっと矛盾じゃございませんか。市販も、腐敗品は食品衛生法にきちっと処罰規定があるでしょう。それとの関係はどうですか。

○坂本法制局参事 食品衛生法の方は、主に営業者を中心にして、しかも、故意とはかわりなくそういう人の健康を害するようなもの、こういうものも法の処罰する対象になって、規制の対象が全く違うということなんです。

それからもう一つ、こちらの方で「類似するもの」という書き方になっておりますのは、具体的に、試験段階の中間生成物のようなものは、名前がないとか名前は特定できないとかそういうものであつて、しかも毒性、劇性が毒物、劇物と類似するということであれば、やはりこれは規制対象に入れるということになります。

これは、先ほど政令で規定すればどうかとお話もありましたけれども、毒物とか劇物として別表に掲げられているものは普通製品として販売されているもので、試験研究段階でできている中間生成物のようなものは大体名前のないものが多いものですから、そういう製品化しないものは、毒物、劇物あるいは毒薬、劇薬として別表に指定されておられないので、それと同じ毒性、劇性があるものはやはりここで拾つていくということ、あくまでもその毒性、劇性に着目して類似するということですから、相当絞り上げたつもりで規定になっております。

○坂上委員 さて、ちょっと警察の方にお願いで

す。

毒物を使った、こういうことでございますが、検査された中で、毒物、劇物が犯罪にどれくらい使われたのですか。それから、未発見のものに何割くらい。何も入れもしないで、また、毒物、劇物でなくて脅迫の材料に使つたのは結構です、きょうは毒物、劇物混入罪についての質問をやつていくわけでございますから、その範囲での質問でございませう。

それから、捜査する上において、例えば業界のこういう協力が実はなかなか容易じゃないんだとか、あるいは何でグリコとかこういう部分は華がつてこないのか、検査できないのかというように、何か困つておられる捜査上の問題点があつたらお聞かせをいただきたいと思つております。

○広瀬説明員 毒物、劇物がどれくらい入つていたかという御質問であります。全体の四百数十件のうちの五十九件ということでございませう。その量はどのくらいかということでございます。すけれども、これは個々ケース・バイ・ケースによりまして違つてございまして、致死量といふますか、そういう致命的な量が入つておつたというふうな報告はほとんど聞いておらないという状況でございます。

それから、グリコ・森永事件等々の事件の検査の困難性ということでございませうが、グリコ・森永事件は、犯行時間帯が夜間であつたという場合が多いわけでございます。それからまた、犯人が車を使つておるといふようなこともございまして、有効な目撃情報もなかなか得られないというのが一つの理由でございませう。それから、いろいろな遺留品があるわけでございますけれども、大量生産あるいは大量販売されておる物、ほとんどがそういう大量販売の物でございまして、その物からの追跡捜査が大変困難であること、以上のようない理由から捜査が長期化しておるという状況でございませう。

○坂上委員 どうですか、警察庁、挙げられる見込みと自信はいかがですか。

○広瀬説明員 私も大阪の刑事部長をやらせていただいておりますが、先ほど申しましたように、大阪、京都、兵庫、滋賀県、これらを中心にしたしまして懸命な捜査をいたしておりますし、また警察庁といたしましては、一四号という指定事件にいたしまして、全国警察の最大関心事ということを取り組んでおるわけでございます。これだけ社会を騒がした事件でございまして、何として挙げなくてはいかぬということ、懸命に努力をいたしております。一日も早い解決に向けてましてさらに努力をいたしたいと思つております。

○坂上委員 検査ができない。せめて検査してもらいたい、そして犯罪を防止したいというあらわれがこの立法だろうと私は思つておるわけですが、警察の立場で、これが立法化されますと捜査の上でどの程度役立ちますか。

○古川説明員 お答え申し上げます。

ただいま捜査一課長が答弁申し上げましたように、全国の警察を挙げてこの種事犯について努力をいたしておるわけでございますが、ただいま御審議いただいておりますこの法案が立法化されました場合には、その法案の趣旨を我々も十分体し、法案の意図しておるところを十分踏まえて、また特に「捜査機関への協力」という規定も予定されておるようでございますので、そのような規定に沿つて努力をしていくということによりまして相当の効果が上がるのではないかと期待を持つて見ておるところでございます。

○坂上委員 警察当局が日夜を分かたぬ御努力をなさつておられることは、私どもも知つておるわけでございます。そんなことはいいと思うのであります。が、ほかの先生がおっしゃいますとおり、これを乱用いたしまして、国民の基本的な人権の侵害に及ぶことを恐れておるわけでございます。本来、今おっしゃつたような凶悪犯、これを摘発し挙げてもらうことと防止することが任務でございますので、特にそのようなことを老練心ながらひとつ要請をしながら、皆様方の今後の捜査に期待したいと思つておりますので、ぜひよろしくお願

いしたいと思つております。

さて、白川先生、こういう実例の場合どうなりますか。さつき田中先生が給食のことをお話になつたら、先生はこの法律の適用にならないとおっしゃつたように思ふのですが、ちょっと例を申し上げますけれども、朝、牛乳屋さんが牛乳を卸すために並べて用意をするわけでありませう。そこに混入をされたわけでございます。一つはデパートに持つていく、一つはスーパーに持つていく、一つは給食のところに持つていく。これはやはりこの法律の対象にならないのでしょうか。

○白川議員 先生お尋ねのいずれの場合も、牛乳屋さんが販売のために所持、保管している状態の牛乳に毒物を混入したら、文字どおり「流通食品への毒物の混入等」に当たる、こういうふうに考えます。

○坂上委員 そうだといつたしますと、学校給食で物を買う、これもやはり、被害者であります。この犯罪の成立になるわけでありませう。さてそこで、毒の入つたことが給食の段階でわかつた場合、通報義務者はだれになるのございませうか。

○白川議員 牛乳が学校に運び込まれて、それから児童生徒の方にやられるわけですが、原則として、例えば給食をする主体、学校になるのかどこか私よくわかりませんが、いずれにしても給食をする主体と生徒とのやりとりの問題、牛乳をやるというのは販売ではないと思つてから、それは流通食品に毒物が混入されているという状態ではないと思つてから、この法律で言う届け出義務には構成要件上当たらない、こう言わざるを得ないのではないかと考えます。もちろんそれは、届け出ることは必要でございますが、四条が想定している届け出義務違反の問題は起きないと私は存じます。

○坂上委員 この法律が保護しようとする法益といたしまして、何なんでしょうか。

○白川議員 それは、まず国民の生命身体を守るということが第一でございます。そして、いろいろ

るな関連の行為を罰することによって流通食品そのものの信頼性もあわせて守りたい、こういうことでございます。

○坂上委員 警察庁、今お話のありましたもので、人が死んだり傷害が出たりしたんでしょか。

○広瀬説明員 人が死んだ事実はございませんし、傷害の事実も聞いておりません。

○坂上委員 そうしますと白川先生、今警察庁の答弁で、今までの犯罪の中で人が死んだり傷つたことではないのです。だといたしますと、混入行為、どうもこれが今回の大きな問題点でありまして、どちらかといいますとこれが恐喝の手段に使われているわけでございます。飲食すればあるいは結果が発生したのかもしれないけれども、今までの捜査の過程を見ますと、毒物劇物の混入に対するこの法律の保護であって、混入の結果に対する保護でもなさそうなんです、立法者としてはこれはどういう点をねらわれたのでございませうか。

○白川議員 まことに恐縮でございますが、まず先ほどの点を若干、補充させていただきますか、先ほどの点です。

私、先ほど田中先生の方から御質問がございました、学校が牛乳を買ってから毒物を混入されたという、あの事件というかああいうのを頭に入れたものでございまして、流通食品への毒物混入には当たらないと申し上げたのでございますが、もし先生のお尋ねが、既に自分が買った時点において毒が入っていた、それを給食婦が見つけたという場合ならば、それは毒が入った流通食品を自分で買ったわけでございますから、届け出義務に当たるといふことでちょっと補充させていただきますか、いいと思います。

ただいま御質問がございました点でございますけれども……

○坂上委員 立法趣旨、要するに毒物混入で死傷者は出ていないことですが……

○白川議員 それは幸いなことに出ていないわけ

でございますけれども、その点につきましては確かに先生のおっしゃられますとおり、今までの犯罪類型では流通食品に毒物を入れたぞということが確かに脅迫の手段、恐喝の手段になっておるようでございます。しかし、本来的に一番大切なのは、流通食品に毒が入れたというケースが起きた場合に一番大変なわけでございまして、そして同時に、この種の事件が非常に社会的にも大きな反響もありますし、同時に、おどかさされている御本人にとりまして食品業者にとりましては自分たちの売り物に毒物が入れるというところに特に大きな恐怖感を覚えるわけでございまして、そういう意味で、この法律の本来の刑罰法規についてだけ言わなければ、やはり不特定多数の人が食する流通食品に対して毒を入れる行為そのものが極めて反社会性が強い、こういうところに注目をいたしているわけでございます。

○坂上委員 物に対する毒物混入の刑罰なのでございまして、しかもそのものは飲食物でございまして、確かに販売とは言っておりますけれども、スーパー、デパート等に陳列をされているもの、こういうたくさんの方の人の出入りするところに毒物の混入、混在、牛乳の中に毒物を入れて持ってきて一緒に並べていくという混在、こういうところに問題があるわけですね。でありますから、混在というようになことを考えてみますとどうでしょう、法制局でいいですが、どの程度離れていた場合を指すのか、例えばデパートの売れる場所とばこつとあった、あれはどどこでもいいのか。混在というのはやはり同一物とほぼ同じ場所にあるということが条件だろうと思うのですが、この解釈はどうしたらいいのでございませうか。

○坂上委員 例えはデパートの場合には必ずそのデパートの中に入っているという、混在しているという、そういう状態ではなくても該当するということに我々は理解しております。これは、例えばスーパーの中で同じ食品を売っている、そこへ、全く別の種類の食品のところへチョコレートを混在させておいても、これはやはり

りスーパーなどでは子供なんかはそのチョコレートを拾ってバスケットに入れたりする可能性があるわけですから、そういうことを考えると、必ずしも同一品種でなくとも混在になり得るというように解釈していいと思います。

○坂上委員 そうすると、部長、食品は地下にあった、八階に混在品を置いた場合も犯罪ですか、混在による犯罪になるのですか。

○坂上委員 例えは通路に置くとかそういう場合には一応当たらないのじゃないかと思ひます。通路というのは食品売り場でない、出てきた通路、玄関の辺へ置くとか、こういうものは当たらないというふうに解釈しております。

○坂上委員 これはどうでしょうか、類似の品物を混在の目的で廊下に置くあるいは地下と八階に置いて、そういうものがあつたということで大変な影響が出るのじゃないですか。ですから、私は、いかなる場所にあると同一の建物内にある限りは混在だということに考えるのですが、どうですか、逐条解釈の上で。

○坂上委員 例えはデパートの中、全くと別なところ、あるいは通路に置くとかそういう場合には一応当たらないのじゃないかと思ひます。通路というのは食品売り場でない、出てきた通路、玄関の辺へ置くとか、こういうものは当たらないというふうに解釈しております。

○坂上委員 部長、私の質問はデパート内と言ったわけでありまして、屋上というものはもう外でございまして、そういうふうには言われまじと私はそのとおりだと思ひますよ。だけれども、牛乳の中に毒の入ったのがあのデパートの中にありますよ、なぜならばこの廊下にあるこのものがそうです、さて、それと同じものが地下に売っておりますよというふうになりますと影響ないですか、いかがです。

○坂上委員 今のようなケースの場合は、流通食品そのもの、それに対する信頼の保護ということと直接かかわりがないのじゃないか。

例えは衣料品売り場のようなところへ置いてあつたような場合というのは、これは外から持ってきたものを置いてあるわけですから、必ずしも流通食品そのものに対する信頼の保護ということと結びつかないのじゃないか、このように解しております。

○坂上委員 ちょっと今度観点を交えて、食品衛生法との関係をお聞きいたします。これは立法者の方にお聞きをしたらいいのでしょうか、あるいは先生おわかりになったら。

食品衛生法第二十二條です。これは、こういう腐敗をしたり危険なものについては除去命令がここにありましてございまして。これと特別措置法は、第六條あるいは第七條あたりとはどういう関係を持つのですか。

○白川議員 お尋ねの点でございますが、七條に同様の趣旨の規定がございまして、特に第二項でございまして、混入等があつた場合において特に必要があるときは、製造業者等に対して、当該流通食品又は飲食物につき必要な措置をとることを求めることができる。この中には一時販売の停止であるとかあるいは撤去であるとかこういうものも、その必要性がある場合は必要最小限として主務大臣はそういう措置を求めることができる、こういうふうには規定いたしております。

○坂上委員 では、こういう命令に従ふ場合は営業取り消し、こういうこともあり得るのですかね、この条文によつて。

○白川議員 それはございませぬ。

○坂上委員 ない……二十二條が適用になれ

ば、命令に従わないんだから営業取り消しという
ようなことが自然に出てくるのじゃないかろうかと
思いますが、これまた御検討を賜りたいと思つて
おります。

それから、第八条でございます。「資金のあつ
せんその他の措置を講ずる」これはストリートに
食品衛生法の二十六条に來るんですか。国庫負担
半額。どうです。農水省、お答えいただいてもい
いですよ。

○坂本法制局参事 もともと食品衛生法の規定と
いいますのは営業者の行為が中心なんです。營
業者が食品衛生問題のある食品を提供する
とか製造するとか、そういう問題でありまして、
第三者が故意に毒物を混入するというような、こ
の法案で予定しているようなものは直接対象とし
ていないわけです。先ほどの撤去とかの規定も、
一応食品衛生法の規定に違反した場合の撤去なん
ですね。こういう犯罪行為による毒物の混入、こ
ういうものを前提にしている撤去じゃないか
というように私も解しておるのです。

○坂上委員 だから聞いておるのですよ。それで
は食品衛生法は全然適用にならぬのかね。間違
いではないですか。じゃ、これはどうなるのです。第二
十六条「国庫負担」。二十二条の規定による廃棄に
要する費用だ。これはみんな、毒物が入れられて
腐って廃棄命令が保健所から出た、そうした場合
は半分を負担すると書いてある。これはやはり適
用させないといけないのじゃないですか。じゃ、
何を期待して国はこうしてくれと言ったのです。

○白川議員 本法を私も立案者でいろいろ検討
しているときに、命令もできるようにしようとい
うことも検討いたしましたけれども、毒物が入つ
ているというところがわかった場合には、これは国
が命令するまでもなく販賣業者、製造業者の皆様
方はそれらを撤去する。そして、そんなものをわ
ざわざ命令されるというやうなことがなくとも心
配ないという御意見でございましたし、命令とい
うやうな強権を発動する必要もなからう、こうい
うことでございますから、全く国としては「求め

ることが出来る」という形にしておるだけでござ
います。したがって、国として命令というや
うなものがございせんから、当然のことながら
補償という概念もない、こういうことになるわけ
であります。

○坂上委員 私は、今の答弁を聞いております
と、やはり食品衛生法の適用があると思ひます。
その適用の結果、この法律が通れば、国はこれだ
けのものはやる義務があると私は思ひます。こ
れは十分厚生省とも御検討いただいて、してい
たきたいと思ひます。もちろん、これに対する協
議をなさらないでしよう。初めてでしよう、
こういう問題を提起したのは。検討なさったので
すか。

○白川議員 それらの点は大議論いたしました。
しかし、命令その他のことについては必要ない、
そこまでのことを求めなくても、販賣業者、製造
業者ともそのようなものを方が一にも売るとい
うことはない。したがって、想定されないことに
してあえて命令などという仰々しい、まさに行政
権力の拡大的なものを法律に書く必要はないで
あらう、こういうことで、あえて「求めることが
できる」というふうにとどめたわけでございます。

○坂上委員 私の質問していることはこういうこ
とです。毒物が入れたら、その食品が全部腐
ってしまった、腐ったために撤去命令が出た、撤
去命令が出て、その撤去命令に従わなかった場合
は営業停止はあり得る、これは当然です。それか
ら、従って撤去した、費用に百万かかった場合
は、食品衛生法二十六条で国が半分負担する、こ
う書いてあるわけですか。だから、これは負担する
んだらう、こうお聞きをされているわけです。その
議論はやつたのですかと聞いています。

○坂本法制局参事 この法案で予定しているもの
は第三者による毒物の混入という目的になります
から、本来食品衛生法で予定している目的とは違
うわけですが、食品衛生法は全く適用にな
らないというところではございせん、一応食品
衛生法で予想されている目的と違うということ

申し上げておるので、この点については、当初食
品衛生法的な観点からの規制も原案で検討したの
ですけれども、これは厚生省の方は食品衛生法の
方でおやりになるということで、あくまでもこの
法律に取り込まないということで、一応腐敗して
いる物質とかそういうものは全く本法案で言う毒
物とは関係のない事項ですから適用されませんけ
れども、有毒物質、こういうものがもし食品にま
じっている、それによる販賣停止とかこういう問
題が起きた場合はそちらの食品衛生法の系列で、
全く食品衛生法の措置ということ、これは別途
考えられ得る問題だと思ひます。

○坂上委員 時間が迫ってきましたので聞くので
すが、さて、この目的は確かに食べ物、飲み物に
もそうなんだろうが、デパート、スーパー等に
ある例えば化粧品、こういうところに混入された
ら御婦人は大変だ。でありますから、どうも飲食
物に限る必要はないんじゃないか。化粧品、
それから「医薬品及び医薬部外品を除く」。こう書
いてあるのでございます。これはみんなデパート
に陳列してあつて、同じように混入しておるわけ
であります。ここにやつてもこの犯罪がない。しか
も、今警察庁にお聞きいたしますと、脅迫の手段
で使っているだけなんです。結果的な傷害とい
うことはまだ今まで出ていないわけですか。そう
だといふと、どうせやるんだつたら化粧品、
医薬品、医薬部外品、やはりこれをしなければ
いけないのじゃないかなという気はするのです。こ
れでございますが、これはいざまた後から追加にな
るかどうかわかりませんが、立法者はその辺の程
度をお考えになったのですか。

○白川議員 お答えいたします。
医薬品あるいは医薬部外品につきましては、確
かに私どもが口にしたものでございすけれども、
も、これらについては、これらの安全性その他に
かんがみまして、製造過程から販賣に至るまで非
常にいろいろな規制があるわけでございます。一
般の流通食品を販賣するのに比べまして非常に限ら

ておるわけでございます。また、販賣をする過程
におきましても薬剤師が取り扱うとか、そういう
ことも多いわけでございますし、形状その他で
も、こん包その他も非常に頑丈にしているとい
うことで、それらはそれらの規制をする法律がある
わけで、それらで足りるであらう、こういうこと
でそれらはあえて除外したわけでございます。

それから化粧品につきましては、先生おっしゃ
るとおりいろいろあるかと思ひますが、本法の
主たる目的は、まず第一に国民の生命を守るとい
うことでございますので、それに比べれば化粧品
の場合というやうなものはストリートに人の命を
失わせるというやうなことはないであらうとい
うことで、あえて除外したということござい
ます。

○広瀬説明員 先ほど致死傷の結果は出ていない
という御報告を申し上げましたが、これはあくま
で、流通の過程に置かれたそういう食品に毒物が
塗布等をされまして、その結果致死傷が出たか、
こういうふうな私、解釈いたしまして、致死傷の
結果は出ていない、こういうふうな申し上げまし
た。しかし、これはまたまたいろいろな措置が功
を奏しまして致死傷の結果が出なかつたというこ
とでございます。例えばグリコ・森永事件の場
合ですと、シールが一つとれた、これは「毒入り
危険」というシールを張っておつたわけであり
ますが、このシールがとれたということになります
と大変な危険性があるという、たまたま結果は出
なかつたのですけれども、物すごく致死傷に至る
危険性があるということを御理解いただきたいと
思ひます。

○坂上委員 時間がありませんので、最後でござ
います。
先生方、これはどうですか。製造業者、輸入業
者も突然こういう適用を受けるわけですか。これは
各業界とも十分お話しになったのですか。

○白川議員 この法律は議員立法でござい
ます。現実には私どもの考えだけではなくて各省庁
が持つておりますいろいろな知恵もおかりしなが

らつくたわけでございます。

その中におきまして、製造業者等を現在でも所管いたしております農林水産省を通じて業界の方がどのようにこの立法について思うかということについては、もちろん一番時間を割いてヒヤリングをしたところでございます。そのときに、現在とは大分情勢が違ひまして、まさにグリコ・森永事件というものを中心として最も自分たち自身が今被害に遭っている当事者である、こういうような非常に強い意識を持っておりまして、先ほど申し上げましたが、届け出義務の点であるとか撤去命令その他の点につきましては、ナールバスといつていくらい、国の側から強権的な発動をすることに關しては非常に率直な意見が出されまして、そしてまたいわゆる犯罪の被害に遭っていることに關してはできるだけの応援措置をとってもらいたい、応援もなくて頑張れ、頑張れ、変なことをしたら罰するぞということでは私どもはついていけないということで、そういうことで十分意見を聴取し、それらを十分配慮した結果、本法案のようになつた、こういうふうな御理解いただければ幸いでございます。

○坂上委員 私の尊敬する白川先生ですから落ちはないと思うのですが、私の聞いたところによりまして——私の言っているのは製造業者、輸入業者なんです。販売業者は一生懸命陳情して、つくってください、こう言っている。この法律ができますと突然——食品の製造業者は私だつていっぱい関係があるわけですから。全然伝わってきいてないわけでありまして。これに捜査協力義務があるわけですから。報告義務があるわけですから。大変なことが、全く直接関係のない皆様方にも影響が及は出てきておるわけでございますので、十分こういう業界の代表の方とお話をしていたかなければ大変なことが起きるのじゃないか、私はこう思つておるわけでございます。衆議院だけでなく参議院もあるわけでございますから、これは各省が遺憾ないようにしておる、こうおっしゃつておりますからそれを信じますけれども、実は第一線の皆様

方はそういうことを全く知りません。食品製造業者は全然知りません。この法律ができるとうなつてきますよといううなことをこの間私、話をしたのでありますが、全く何でございませうかといううな対応でございました。

以上で私の質問を終わりますが、できるだけ犯罪が拡大しないように、犯罪の防止に実効があるように、そしてまた検挙に大變力を与えるように、そんなようなことを願ひながら私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○玉沢委員長 中村巖君。

○中村(巖)委員 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案ということで自民党の方から御提案になつておられるわけでありましてけれども、まず最初に、提案者の方にお伺いをしたいと思ひます。

いわゆるグリコ・森永事件というものが発生をいたしましたのは五十九年のことであつたと思つております。その当時、その種犯罪がしうけつてをきわめるといふようなことがあつて、それに対しては何らかの対策をしなければならぬだろうというところでみんな考へておつたわけでありまして。その時期にこの法案もつくられたのだらうと思つておりますけれども、その後、この法案が継続審議、継続審議、こういうことでまいりました。もうそろそろそういう時期は過ぎたから、この法律もここまで成立しなかつたら要らないんじゃないかな、こんな感じになつておつたところに今回この成立を図ろう、こういうことでやられておられるわけでございます。何でこの時期に、もういいじゃないかなと思はれる時期にこの法律の成立を図ろうとされるのか、その辺のことからまず伺つてまいりたいと思ひます。

○宮崎議員 御承知のようにグリコ・森永事件の発生したのは五十九年でございまして、私も自民党の中に六十年から、この問題について、こういった社会不安を起すことのないように、そしてまたそういう犯罪者を厳罰するような、そういう

うようなことを考へてみるということで始まつたわけでございます。百七国会ですかに成案を得まして出しておつたわけでございます。これが継続審議になりまして、また百八国会にもお願いをいたしましたのですが、いろいろの御都合かと思ひますがまた継続審査になりました。そして今国会につながつてきたわけでございます。

おっしゃるうちに、もうグリコ・森永事件みたいなあの当時の非常な雰囲気というのとはなくなつたではないか、こういうお話で、私も大分そうだろうと思ひますが、しかし事件の数は、類似の小さなものが群発しておるわけでございます。そして何といつても、私も、この種の毒物を混入したということについて社会不安というものが非常に大きい、まだまだ成立した方がこれはプラスになる、そしてまた総合的に、行政官庁も製造業者等も全部この悪質な犯罪に立ち向かつてやる必要というのは今でもやはりあるのではないかと思つておるわけでございます。どうかひとつそういう意味で今国会の成立をお願いをいたしたいと思ふ次第でございます。

○中村(巖)委員 毒物を混入されるというふうなこういう事態が起つた場合に、国なり地方公団団体なりのいろいろの措置というものを決める一方で、そういった犯罪に対して対処をするという意味で刑事法的な犯罪処罰規定を置いておるわけでありまして、提案者の方としてはこういうふうな処罰規定を設けることによつてこの種犯罪を抑止することができるとかどうかというこの効果についてどういふふうにお考へになつておられるのかというのを伺いたいわけでありまして。私もどつとすれば、これをつくつてもやはりややつはやるんじゃないかな、こんな感じがしてゐるわけでありまして、その辺はいかがでございませう。

○宮崎議員 近年そういった犯罪が後を絶たないわけでございますが、本法案を成立させることにやりました、単に刑法の罰則変更ということだけではなしに、いわゆる行政機関も国も、そしてま

た一般の国民もこういった悪質な犯罪に立ち向かう決意をひとつ示す意味からも、この法律案というのには非常に重要な意味を持っているんじゃないかと私は思つてございまして、この法案にいろいろと盛り込まれておりますが、こういう総合的な政策というものが重なるこの種の犯罪を防止する役に立つのではないか、かように考へてゐる次第でございます。

要は、やはりこういった国民の生命を人質にとつたような悪質な犯罪に対しては国も国民も一緒になつて立ち向かつていく、そういうような心構えが必要じゃないかと考へてございまして、十分役に立つのではないか、こういうふうに確信をいたしております。

○中村(巖)委員 そこで、警察にお尋ねをするわけでありまして、この法律自体はグリコ・森永事件に對しましては事後立法、こういうことになりまして適用されない、こういう結果に終わるわけでありまして。

まず、グリコ・森永事件について、今日なお検挙をされてない、この法律ができたからといつて検挙されるということもないと思ひますけれども、その検挙されてない状況の中で、捜査の状況、どういふふうになつてゐるのか、捜査の体制がどうなつてゐるかということをお伺ひしたい。その点が一点。

やはりそのグリコ・森永事件以後、これに類似をするところのさまざまなその種事件というものが起つてゐると思ひますが、その種事件が今なお頻発する状況にあるのかどうか。その事件が、内容的には、やはりまさにこの法案が成立したら適用対象になる事案であるのかどうかということについてお答えをいただきたいと思ひます。

○広瀬説明員 答え申し上げます。グリコ・森永事件の犯人は一応犯行をどめておりますので、この法律ができましてもグリコ・森永事件には適用がないことにならうかと思ひますが、仮定の問題でございまして、また動き

出すという形もございしますので、その場合には適用になることは当然のことだと思えます。

グリコ・森永事件の捜査状況の現状でございすが、五十九年三月十八日発生以来、関係府県で鋭意取り組んでまいりまして、警察庁といたしましても最重要事件であるということで、第一四号事件と指定いたしましたして、鋭意捜査をしてまいっております。

現在までの捜査方針であります、似顔絵の男の割り出しですとか犯人が使用いたしましたタイプライターの特定あるいは遺留品、膨大な量の遺留品でございすが、それを丹念につぶしておるという状況でございすが、この既定方針に基づきまして、着実にかつ粘り強く捜査をすれば何とか検挙に結びつくのではないかとということで、大いに頑張っておるでございします。

このグリコ・森永事件の発生の後、便乗犯といいますが、同じように食品企業をおどしまして、要求を聞かないときにはスーパー等に毒入り食品をばらまくぞというように脅迫をした事案が頻発をしたわけでございまして、五十九年以降、全部で四百二十一件を数えておるわけでございします。ことしになりまして四十七件ということで、若干数的には減っておりますが、なお食品メーカーに対して脅迫状とともに青酸物を入れるというような悪質なものが引き続き起っておりまして、安閑とできない状況にあるところでございします。

○中村(農)委員 今お尋ねの中であつた私の質問が明確でなかったのか、警察庁の方で調べがなかったのかわかりませんが、実際に流通食品に毒物を混入し添加し、また散布した、そしてもしくはそれを流通食品と混在させた上で脅迫なり恐喝をしたという、そういう犯罪は森永事件以降起こっているのでしょうか。

○広瀬説明員 まず先ほど捜査体制いかんという問題でございしましたが、現在関係都府県で約六百人の専任体制でやっております。それから同じように、流通過程に毒を入れたか

というものにつきまして、警察庁に報告が入っております最大の事件はこのグリコ・森永事件でございまして、そのほか五十九年以降でございすが、九件ほど、これは食品売り場にそのままだま置いたということではなくて、あるいはレンジ等のまよつと離れたところに置いたというふうなものも含んでおりますが、六十一年に九件あったというところでございまして、そのほかの年には起こってございしません。

○中村(農)委員 警察にお立ちを願ったのでついでにお聞きをしておきますけれども、ロッテでございしたか、いわゆる脅迫に屈して裏取引をした、こういう事案があつたように報道をされていすが、この事犯というのはどういう事犯でございしたのでしょうか。他に警察としてはその種裏取引に屈した、金品を提供したという犯罪を聞き取っておられるかどうか、お伺いをいたします。

○広瀬説明員 お尋ねのロッテ事件でございすが、これは二つの事件から成っております。

まず第一番目の事件は、昭和六十一年九月十二日ロッテ社長あてに次のような脅迫文が郵送されておりました。「青酸やニコチン入りのロッテ製品を日本中にばらまく、いやなら三、〇〇〇万円を支払え」云々という脅迫文を郵送いたしました。さらにニコチンを塗布した見本のチョコレート指定の駅のコインロッカーに入れたまして脅迫したわけでございします。同社では警察に届け出る銀行口座に三千万円を振り込み、犯人が全額を引き出したという事件が第一事件でございします。

第二事件は、第一事件に味をしめた犯人が昭和六十一年六月二十三日再び同社社長あてに、「毒入りチョコレートを入れた。五、〇〇〇万円を出せ、そういうふうな記載をいたしました脅迫文を郵送して脅迫したという事案でございすが、警察視庁に届け出がございまして、これを受けました警察視庁といたしましては直ちに捜査本部を設置いたしましたして捜査をいたしまして、昭和六十一年七月

三日、犯人が、要求した金額が振り込まれてるかどうか、これを確認するために港区虎ノ門所在の銀行のキャッシュディスペンサーを操作した、その操作中のところを張り込み中の警察官が発見して逮捕したという事案でございします。

その他、裏取引をしたものがないかどうかというところでございすが、私はないと信じたのでございすが、何分にも暗数にかかわることとございしますので確としたお答えができないわけでございます。

ただ、現場の捜査といたしましては、こういう脅迫を受けた企業というのは大変困りまして、応じるか警察に届けるかいろいろ困っておるのが実態ではないかと思ひますし、私も警察といたしましては、できるだけその被害企業に警察を頼ってくださうということと御説得を申し上げて、犯人の要求に乗らないように指導いたしておることでございします。

○中村(農)委員 今のロッテ事件でございすが、仮に、警察の最後にお尋ねをします。仮定の問題ですが、仮に今審議中の法案というものがその事犯が発生している時点で既に成立をしておつたとしても、この法律は処罰規定の關係で適用する余地というものはなかったんじゃないかと思ひます、いかがでしょうか。

○広瀬説明員 ちょっと御質問の意味が……。申しわけありませんがもう一度お願いいたします。○中村(農)委員 今審議中のこの法案が先ほどのロッテ事件の当時に既に成立をしておつたとしたら、適用の余地はなかった事犯ではないか、そのロッテ事件は、それをお尋ね申し上げたのです。

○白川議員 私の方からお答えするのが妥当だと思ひますので。先生お尋ねの点は届け出義務の点であらうかと思ひますが、その点につきましては、御案内のとおり、例えばロッカーの中に毒物を入れてあるようなものを見せ、おれはうまい形でこやうやって毒物が入つたものをつくること

ができるぞという単なる意思表示であるだけでございまして、実際に入つたかどうかは、例えばロッテ当社は確認できるわけではございせんから、そういう意味では先生の言ひと申すのとおり、届け出義務違反の問題は起きないと存じます。

○中村(農)委員 届け出義務の問題と同時に、九条の罰則の關係についてもこれを適用する關係にはなかつたんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○白川議員 混入してない限り、この法律の適用はないと思ひます。

○中村(農)委員 では、警察の方、結構です。次に、提案者の方にお伺いをするわけでありますけれども、第三条に、国はこういうような毒物の混入、混在等を防止するために必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならない、こういうふうになつてゐるわけですが、地方公共団体についても準じた施策を講ずるよう努力する義務が書かれてあるわけでありすが、これも、立法提案者といひましては、そういう施策といひものをどういふものがあつて得るという想定のもとに、またどういふものを期待をしてこの法案をつくられておるのかをお伺いをいたします。

○宮崎議員 第三条のこの必要な国の施策でございすが、具体的に申し上げますと、厚生省がやっております毒物管理体制を強化してもらいたいというものを連絡するとか、それから防犯体制、犯人を捕まえるためにスーパーとかそういうところから防犯体制を整備強化してもらいたい、あるいは食品の包装、なるべくそういう毒物を入れないような包装にしろもらいたいとか、いろいろなかことがあろうと思ひます。これはその流通食品を担当する各省でいろいろお考えいただきたい、こういう一つ一つの精神規定であるとともに、また今申し上げました具体的なことを想定をしてゐるわけでございます。

○中村(農)委員 そこで、その総合的な施策といふものが、言つてみれば各省庁において行政指導を通じてやつてほしいということを求めている、

こういうことですか。

○宮崎議員 そのとおりであります。もちろん各省連携する場合もあるでしょうし、協議する場合もあるかと思ひます。

○中村(農)委員 同時に七条で、主務大臣は、毒物混入等のおそれがあると認めるときは、製造業者等に対して、混入等の防止のためにとるべき措置に必要の指導または助言をすることができ、こういうふうな定めであるわけですが、これども、ここに言う主務大臣というのは何を指しているのか、それから期待される指導または助言というものはどういうものがあり得るのかということをお尋ねをし、さらにその七条二項において、「必要な措置をとることを求めることができる」というのは、「必要な措置」というのはどういうことを考えておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○宮崎議員 「主務大臣」が第七条に書いてございますが、これは、この法案は流通食品への毒物の混入でございますので、もちろん流通過程において食品を扱う省でございます、例えば酒類は大蔵大臣、そのほかの飲食物は農林水産大臣が流通を担当しておりますので、このお二方のお大臣にならうかと思ひます。

それから、この第七条、八条は御承知のように、そういう毒物を入れた食品に対して必要な命令あるいはまた必要な措置、こういうふうな書いてございますが、こういったものに對して、その業界に対してこうしたらどうかというところで強制命令ではございませんので必要なそういったような、あるいはこの品物を最終的には店頭から撤去するというようなことをしたらどうかというふうなことで入るわけでございます、いろんなその他この前グリコ・森永事件で経験もいたしましたようなことを指しているわけでございます。

〔委員長退席、鈴木(宗)委員長代理着席〕
○中村(農)委員 指導、助言あるいは必要な措置ということが書いてありまして、命令ということ

は書いてないわけありますから、それは強制的なものはないんだらうというふうに思ひますけれども、私がそもそも疑問としておられることは、毒物の混入等の防止のためにとる措置というのは、それを防止をするために有効な措置というのはあるいは助言、指導というのはいくつかあるのか、こういうことではないかと思ひます、こういうことをやったら有効な措置なんだという特段のお考えがあれば承りたいわけでありまして、今お話をグリコ・森永事件の際にとられたような措置だ、こういうふうにおっしゃるんですけれども、それはどういう措置がとられたのか私どもの方では余りつまびらかにしておりませんので、その辺のことをお答えいただきたいと思ひます。

○谷野政府委員 グリコ・森永事件の当時とりました私どものいわゆる行政指導的な内容に照らしましてお答えを申し上げますと、商品の点検等の店内管理の強化でございますとかあるいは包装の改善、シユリンク包装で、一たん開きますともとへ戻らなくなるというふうな包装をするとかあるいはラベルを工夫する、そういうようなこともございまして、また、店頭で品物を並べないで見本により販売をする、こういうような方法も考えられるわけでございます。これらは品目によりまたケースによりましてそれぞれ異なるわけでございます、そして、そのような措置につきまして助言、指導を行うということ、この法律が通過いたしますれば私どもとしてはやらなければならないことになろう、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○中村(農)委員 農林省の方からお答えがありまして、改めて今度農林省の方へお尋ねを申し上げていきたいと思います。
農林省がこういう流通食品に対して何らかの権限を持った主務官庁であらうということは私どもも何となくわかつておるわけでありましてけれども、こういうグリコ・森永事件ないしはそれに類する事件が起こった場合に、農林省とはそもそも流通食品の製造、輸入、または販売業者に対して

どういった権限を持っているのだらうか。逆に言えばこの法律なかりせば何にも権限がないのかということをお尋ねを申し上げたいと思ひます。

○谷野政府委員 農林水産省は、その設置法によりまして、農林畜水産物、食料品、油脂等の生産の増進、改善及び調整並びに流通及び消費の増進、改善及び調整を図ることにつきまして、行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関であるというふうな定められておるわけでございます。このような設置法の一般的な権限によりましていろいろな行政指導等を行うわけでございますけれども、これが具体的な法に基づきます権限とかそのようなものということになりますと、同法に基づきまして各種の法令で規定をされた権限を遂行するものであるというふうな定められておるわけでございます。したがって、そのほかの法律におきましても各種の権限等が具体的に定められておるわけでございますが、詳細にわたりますので、別表の列挙のようなことになりまして、お答えは省略させていただきますが、本法が成立をいたしますれば、そのような各種の法律の一つとして私どもがいろいろな職務を与えられる、こういうことにならうかと考えるわけでございます。

○中村(農)委員 そこで、日本の官庁というものはいろいろな形で行政指導あるいは業者に対する助言をやっておりますし、ある場合には行政指導という名によって一定の措置を求めるということもやっております。それと同時に、先ほどのお話ではありませんけれども、グリコ・森永事件のときにはこういう措置を求めたというふうな言っておられる、それが有効な措置であったというふうなこともありますが、そうなるというふうな法律がなくなつて、農林省としては、農林省が必要と考えた措置は食品製造業者等に対してなし得るのではないかな、こんな気がいたしますけれども、その辺はやはりこの法律がなければ農林省としては困るのだということがございますのでしうか。

○谷野政府委員 ただいま御指摘のようにグリコ・森永事件の当時におきましては、私ども担当の省といたしましてそれなりにいろいろの手段を尽くし、また各省庁にお願いをいたしまして、内閣官房の御主宰のもとに連絡会議も設定をされまして、国として各行政機関が一体となつてこれに当たつたわけでございます。

今回の法律は、そのときのいろいろな事実関係を一つの基礎として規定が設けられておるわけでございます、このような規定が法律に明定されるということになりますれば、より円滑なる実施を図るのに役立つのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○中村(農)委員 次に八条の関係でありますけれども、「国又は地方公共団体は、」必要な指導、助言、資金のあつせんその他の措置を講ずるよう努めなければならない。」「こういうふうなありまます。まず提案者の方へ伺ひますけれども、国または地方公共団体が具体的にどのような措置をとることを期待しているということになりますか。

○白川議員 いろいろ考えられるわけでございますけれども、一つは、このような犯罪があつた場合一番大切なことは、刑法法規的にそういうところと裏取引をしてはならないとかいうことを強くするよりも、みんなそういう卑劣な犯人に対して頭張ろうという人々たちをバックアップするということだらうと思ひます。それが強い言葉は国民の食品流通に対する信頼感あるいは生命、身体も守ることになるわけでございますが、やはりその先頭には国や地方公共団体が立たなければならぬ、こういうふうな考えをわけでございます。グリコ・森永事件でもそういう支援というのが非常に大きくて、頑張つてくれたわけでございます。そういう意味で具体的に何がやれるかという、例えばこの前のときにやられたように職域注文販売制度の推進であるとか金融上の措置であるとか、あるいは直接これに関連したわけではございませんが、企業内容が非常に厳しいということ

となれば、労働省あたりもこれはほうつてはおけないという形で御支援申し上げようとかということがあるわけでございます。そういうようなことを考えますと、一つ一つのケースによって具体的に何ができるかというところは千差万別だと思ひますが、そういうことを全体でやるということでは非常に大きな成果が期待できるものである、そのように確信をいたしておるわけでございます。ですから、言葉は「必要な指導、助言、資金のあつせんその他の措置」というふうなことにありきたりでございますけれども、要は国や地方公共団体がここにどれだけの努力をするか、具体的な中身を盛り込むかということ、そのケース、ケースでいろいろなものがあるかと信じております。

○中村(農)委員 たいだいの御説明は大変よくわかるのですが、言つてみればこの法律ができれば食品流通業者はある程度の負担を免れないということになるわけで、負担はありますけれども、いざという場合に国あるいは地方公共団体がこういうことをしてくれるのだな、そういう期待があれどもそれ、忍んでいかなければならないというところになるのだらうと思つております。国あるいは地方公共団体のとつてくれる措置というものは、つまりそれは言い直せば企業にとつてのメリットであるわけで、そういうメリットが具体的にどういふものがあるのかというところがある程度明らかになつていないと非常に困るのじゃないかな、そういう意味でももう少し具体的にこういうことができませんよというお話がないかな、こういうことでございまして、さらにございませんでしようか。

○谷野政府委員 私ども、この法律が成立をいたしました以後にこの法律の趣旨に基づきまして、これに即した対策について検討をすべき立場にあるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、また先生御指摘のように、グリコ・森永事件のときには政府関係金融機関から関連企業への融資を行うとか中小企業信用保険についての特例措置を講ずるといふような金融的な措置を講じた例

があるわけでございます。また御指摘のような職域注文販売等、販路につきましてそういうものに立ち向かうための支援というふうなことも行ったわけでございます。さらに具体的に製品管理を徹底するという際に、包装技術とか商品管理技術につきまして、その開発なり普及ということも一つの課題になつていくのではないかとこのように考えるわけでございます。現在どのような仕組みがあらかじめ組まれておるかというところは申し上げる段階に立ち至つてないわけでございますが、そのようなグリコ・森永事件当時の事情を十分勘案をいたしまして、所要の対応につきまして検討をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○中村(農)委員 では別のことをお尋ねを申し上げますけれども、第二条の「定義」の部分で、第二項に一号、二号、三号とありまして、一号、二号というものは具体的にございまして、なぜかならば、毒物劇物取締法別表にはきちつとその品物の品目が掲げられてゐるわけでありまして、また「薬事法第四十四条第一項又は第二項の規定により厚生大臣が指定した医薬品」というものも極めて明白であるわけでありまして、第三号で「前二号に掲げる物以外の物で、その毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの」といふふうになつておるわけで、「毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの」といふふうになつておるわけで、「毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの」といふふうになつておるわけで、難しい表現がここに使つてあるわけでありまして、

「類似する」といふ文言、ただそこだけを見ますときに、やはり何となく品物の範囲がかなり無限大に広がつてしまふのではないかなという危惧を感じる人もあるわけでございます。そういう点で、前二号に掲げるものの毒性と掲げてないものの毒性が類似するということはどういうことを意味しているのかなというところでございまして、その点についてお尋ねを申し上げます。○宮崎議員 これは罰則の規定に関係をいたしますので、非常にその範囲を限定しなければならな

いというところは承知いたしております。第二項の一号、二号というものは、お話しのように、きつと別表で書いてございまして、しかしながら第三号は「類似する」といふのはちょっと漠然として、もつと範囲が広がるんじゃないかというお説でございます。私も、この第一号と第二号以外に、同じような程度の劇性、毒性、劇物あるいはまた中間生成で名前のないもの、こういうものは故意に犯人が使つた場合、そういう場合にはこれは犯罪にならない、逆に言いますとそういうことにもなりかねないということから、そういう盲点をなくするためにつくつたわけでございます。ほかにもうこういう法律の規定の例はあるようにございまして、これは、ただいまお話しのようになかなか的確に規定しにくいところでございますが、運用に当たつては、なるべく一号、二号と同じ程度あるいはそれ以上のところだけをやらせてもらいたい、私は気持ちとしてはそういう気持ちでおるわけでございます。

○中村(農)委員 そうなりますと、当該問題のもの毒性あるいは劇性というものが、一、二号のもの毒性は劇性、劇性は劇性として性質的にいふか、物質の性質上、物理的な性質上においてほぼ同程度のもの、こういうふうな理解をすべきだということになりましようか。

○白川議員 掲げられてゐるものについては構成要件該当性があるわけですが、要するにここに掲げられていない物質が使われた犯罪が起きた場合、具体的にそういう物質を入れたものがこの犯罪に当たるかどうかということになりますと、そういう余り劇性、毒性がはつきりしないものについて、犯人がこれは相当毒性が強いものだとか主観的に思つただけでは足りないもので、やはり客観的には、事件が起きたときに、捜査当局やあるいは裁判所において、当然のことながら、その毒性についてのいろいろな検討がなされるものだと思うわけでございます。そういうときに、毒物、劇物という形で規定されているものについては、例えばマウスやラットに対する実験その他がある

わけでございます。そういうところで、どのくらい投与したらどういふ結果が出るかというふうなこともわかるし、具体的に犯罪が行われればどういふものが使われたかということとはつきりするわけですから、そういうようなところの鑑定などを求めたりして、例えば害がないとは言われないけれども毒物や劇物に比べたらはるかに害が少ないというふうな場合は、もとより犯罪構成要件がなくなるというところではないか。犯人が幾らかは毒性が強いものだとか錯覚していても、そういうふうな処理すべきものと存じます。

○中村(農)委員 毒性とか劇性というのは化学上、定量的、定性的にはつきりした概念なのかどうかということも私もよくわからないわけでありまして、その意図は、単なる危険なるものという意味じゃなくて、ある意味で理化学的にその性質においてあるいはその薬理的效果においてはほとんど同程度だ、たまたま毒劇物法あるいは薬事法に指定をされておらないというだけで、それらのものと変ならないということの意味しているというふうな理解してもよろしいでしようか。

○宮崎議員 大体常識的にはそういうことだと私も考えております。

○中村(農)委員 なかなか難しいことでございまして、たまたま私ここでたばこを吸つておりますけれども、ニコチンなんというものは、これはどういふことになるのかな。先ほどもロッテの事件でニコチンを投与して云々と警察の方の御説明がございましてけれども、こんなのはどうなるのかなというところ、これを判定する基準というものはどこに求めたらいいのかわからないわけでございます。ちよつとややくしくして申しわけありませんけれども、この考え方をもう一度そういう点からお聞かせをいただきたいと思ひます。○白川議員 ニコチンについては、私さつき、薬事法がどつちかに具体的な品名として載つていたような記憶がございまして、ニコチンについてはそういうことでございまして、よろしうございませう。

が。

○中村(農)委員 そうなると、だんだん話が変になりまうけれども、火のついてないたばこをほぐして飲食物の中に混入をした、こういう場合においても、後の罰則等の関係ではやはり処罰せられるべきもの、こういうことになりまうでしょうか。

○白川議員 ニコチンそのものは劇物か薬物か、私、今ちょっと時間がないのでわかりませんが、どっちかに具体的に指定されておりますが、その場合に含有量という問題が入ってくるのだらうと思ひます。例えば非常に危険なものであつても、その量が極めて少ない場合、現にたばこなどは、飲まないというか、要するに吸うものでございすから、劇物もしくは薬物の方の規制対象にはならないわけでございます。ですから、ここで想定されていふ毒物というものは、ニコチンそのものをどういふふうに入れたかということでございます。たばこを入れたら当然ニコチンが入ることになるでしょうが、その範囲というのはニコチンをもろに入れる場合に比べたらはるかに少なく入れるわけでございます。そういうような場合は毒物を入れたということにならないのではなからうかという気がいたします。

○中村(農)委員 私もそんな気がしてゐるのですが、そこで、さつき、定量的に、定性的にと、化学上の劇性というか毒性というかそういうものが量の面でも同じような形になっていない。例えば大変微量なものであつて、それ自体は劇毒物に指定されているものがある量に達すればほとんど類似と言ひ得るけれども、その量に達しない場合には類似だとは言えない。こういう場合には入れた量によつて罰則の適用があつたりなかつたりする、こういうことにならざるを得ないので、その辺もややこしい話だなというふうに思ひます。けれども、そういうことも考えられるわけですか。

○白川議員 非常に微妙な問題で、私もさらに細かく検討しなければいけないのだらうと思ひますが、この法律の規定の仕方そのものはさつき言

つたとおり毒物を食品の中に混入するということでございます。あえてその毒物その他をあつていふに規定してゐるということは、先ほど坂上委員からの御質問にありましたように、刑法にあるような人の健康を害するものより程度の高いものであるというのが当然の前提でございます。それからこういう規定をしてゐるわけなので、そういう意味では一つの特別規定であるわけでございます。それから、量その他によつては人の健康を害するもの程度で本法に言う毒物を混入したことは当たらない、こういうふうな解釈されるべきだらうと思ひます。現実にはまたそうしてもらわないとほかとの絡みでこれは均衡を失ふことになるのではなからうか、そういうふうな思ひます。

○中村(農)委員 そこで、罰則規定の関係でありますけれども、法務省の方からもお話をいたしてゐると思ひますが、まず九条の罰則規定の関係で、この種立法が出されたときに、まず第一に「毒性又は劇性に類似するもの」というものをどういふふうな解釈をされるか、御意見を承りたいと思ひます。

○東條説明員 お答え申し上げます。

新しい法律で「類似するもの」という概念、今提案者の方から御説明のあつたようなものであるといふふうな理解しておりますが、具体的に何らかのものが使用された場合には、それが一体ここに言う「類似するもの」に当たるかどうかということにつきましては、その都度検察当局、我々あるいは警察等関係機関、英知を絞らなければいけないと思ひますが、ただ刑法的な面で見ますと、犯罪者の立場に立つて物を考えますと、犯罪の事実の認識としてはそれらのものがここに言う「類似するもの」といふ概念に当たるかどうかということまで判定は要しないわけでございます。ある物を入れたという認識で我々のいふゆる故意というものは成立するわけでございます。そのものが実体的にこの法律に当たるかどうかということは一、二、三のように特定されておりますと判定は容易でございますが、三、四の「類似するもの」と

ということになりますと、先ほど来御説明のありましたような基準に照らして具体的に当たるかどうか、最終的にはもちろん裁判所が決定されることとでございますが、我々が訴追をする前にこの法律の趣旨に照らしてその都度決定していかなくてはならないことだと思つております。

○中村(農)委員 法務省としてはそういうお答えでいたし方ないのかもしれないが、犯罪構成要件がもう一つ明確でない。それは確かに故意があるというためにはこういうものを入れたというこの認識があればいいんで、その可罰性まで認識をしてゐる必要はないというものはあるかもしれないけれども、犯罪構成要件を定めるというものは、大方世間の者に対してこういうものが犯罪になるよというのを明示をするという目的でありますから、わからぬというのでは、事後的にいろいろ判断をするんだとおっしゃられてもちょっと困つたなというふうに思ひます。

さらに私が主として法務省にお尋ねをしたい点は、かつて私、法務委員会でもつて当時の寛刑事局長にお尋ねをしたことがあるのですけれども、この今回の法案の中で第九条の罰則が「十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」という懲役又は三十万円以下の罰金に処する。こういうことになつておまして、これは法務省が法制審議会にかけたところの改正刑法草案、その中の二百五十二条の飲食物毒物混入罪というものが定められておますところの「三年以下の懲役に処する」というこれとの権衡を失つてゐるのではないかと、う点でございます。その点をどういふふうに考えるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○東條説明員 お答え申し上げます。

まず最初に、先ほど私が何か類似するものが事後的な判断に必要というふうな印象を受けたのは、要するに率直に行爲者の立場に立つて考えてみますと、毒の強いものをに入れてやろうという認識でやつておるわけでございますからその程度でいいんではないか、このように考えております。

て、構成要件的に前二号に掲げる要するに非常に毒性の強いもの、劇物性の強いものに似たようなものを入れたという認識であれば足りるということと、事前に不正確という心配は余り持つておりません。

それから、ただいまお尋ねの改正刑法草案の二百五十二条の二項、お尋ねのとおり「多数人の飲食に供する物又はその原料に、毒物その他健康に害のある物を混入した者も、前項と同じ」ということで、法定刑をいたしましては三年以下の懲役ということと、比較しますと、言うまでもなく上限は十年と三年でございますのでこの法案の方が重い。下限の方は、この法案、罰金刑がついておられますので、改正刑法草案の方が重いわけでございますが、法制審で審議されておりました当時、この種の案を考えたときの背景事情と現在のいゝゆるグリコ・森永事件発生以後の状況とが若干違つてゐるのではないかと、これが指摘できるかと思ひます。当時の事情あるいは御承知かとも思ひますが、これを設けなければいけないという直接の事情は、事業場や工場や学校等で一斉に給食等が行われるという事態がありまして、その中に混入される、要するに多数人が一遍に食べるものに入つてしまつて困るじゃないかという発想があつたようでございます。ところで、グリコ・森永事件になりましたと、もちろん多数人が迷惑をこうむる可能性はあるわけでございますが、むしろ広く出回つてゐるものでないが被害者になるかわからないという、不特定の者に非常に大きな不安感を与えるという要素が強いので、若干物の眺め方が違つてゐるのではなからうかと思ひます。また、刑法の場合には飲食物自体を有害物質化するという一種の自然犯的な行爲をつかまえるようとしておりますが、この法律の罰則というものは、極めて広範囲にわたる国民の健康に危害を及ぼしあるいは及ぼすというところで不安感を与えるという事態の発生を防止しようというところで、罰則のほかにいろいろ総合的な施策を設ける中で二条に毒劇物を列挙して、そのようなものを入れば処罰する

という形でつかまえていこうということでございますので、今申し上げたような理由から、改正刑法草案の法定刑それから現在の法案の九条の法定刑との違いにつきまして私どもとしてはそれほどおかしなものだとは考えていないところでございます。

（鈴木（宗）委員長代理退席、委員長着席）
○中村（憲）委員 提案者にお伺いをいたしますけれども、第九条の罰則で、このような行為を処罰するということでありませうけれども、もとより第九条第四項にありますが、殺人の行為をもつてしたる行為はまた傷害の行為といひますか、傷害の行為は暴行の行為かもしませんけれども、そういう行為をもつてする行為については、そういう行為があつたとしても、それはそれらの殺人罪、傷害罪あるいは暴行罪との観念的競合ということになるわけで、やはり四項に書いてあるように重きに從つて処断されることになるということでございます。

そこで、そうすると、そういう現行刑法の各条があるにもかかわらずこの第九条をつくつていてという趣旨はどこにあるのか、これを考えるわけでありませうけれども、その点はいかがでしようか。

○宮崎議員 今回のグリコ・森永事件にあるような、一般に非常に流通している食品の中に毒を入れる、そして社会不安をかき立てるといふ犯罪といふのは新しい体系の犯罪だと思つておるわけでございます。社会不安といふものと騒擾の罪などございませうけれども、そういうものにも類似してゐる。あるいはまた、今さつきお話しのように刑法草案の二百五十五條の問題、そういうものにも毒を入れるという行為自体は似てゐるわけでございますが、ただいまも法務省から話がございませうに、こういった社会を騒がせた毒物を混入するということ、そしてこれは国民の生命にかかわる問題でありますし、また非常に不安が多い。あるいはまた平穩な国民生活とか流通食品の流通を確保するといった社会的意味からいひま

して、どうしても食品に毒物を混入すること自体が今の刑法では不十分である。そう考えまして、そしてまたそれと一体的になりまして、ただ単に刑法の改正だけでは不十分で、いわゆる行政官庁も国民もみんな一緒にたつてそういう犯罪に対抗しようということで総合的な特別立法にしたわけでございます。そのような意味から立法の意味はあるだろうと考へておるわけでございます。

○中村（憲）委員 精神といふかお考えはそれなりにかかわるわけでありまして、それと同時に、他の規定が意味があるのだということもわかるわけでありませうけれども、九条プロパーで考へてみましたときに、恐らくそういう劇毒物というやうなものを食品に混入させるのはほとんどの場合に殺人の行為があるか傷害の行為があるか、こういうことになるわけで、殺人の行為があればこんな法律をつくらなくたって、殺人罪の方は死刑に処することができるといふのでありますから大変に重いわけでありませう。傷害にいたしましても十年以下の懲役といふことで、この九条とほぼ同じ法定刑になつてゐるわけでありませう。そういうものを待たずしてなお九条といふ罰則をつくる必要性といふのはどこにあるのかといふことをお尋ね申し上げてゐるわけでございます。

○白川議員 お尋ねの趣旨はごもっともかと思つたわけでございますが、先ほど先生が挙げられました改正刑法草案の規定その他を見ましても、こういうやうなものが必要であらうといふふうな認識は餘々に出てきてゐるわけでございます。たまたまグリコ・森永事件といふやうなものにかんがみまして、将来におきましては刑法も改正刑法草案のやうな趣旨でそういう規定が設けられることもあるであらう、しかしそれを持つてゐるだけといふわけにもいかない、またこういう改正が将来なされた場合に、それを取り出すといふのもいかにがなものであらうか、こういうこともありまして、一つは流通食品といふ、多数人が飲食に供するものといふやうなものに比へますと、もっとさらに特化されたものだと私、思つたわけでございます。

すが、それらに着目をして一つは構成要件に該当しようといふことがまず第一にあるわけでございます。

それから、傷害といふか、特に殺人の行為といふやうなものについては既にあるではないかといふことでございませうが、これらが突はいろいろ微妙でございまして、例えばよほど薬物に関する専門的知識がある犯人なら別でございませうが、普通我々は毒と言へば毒であるわけでございますが、専門家に尋ねますと、例えば注射液として注射した場合に猛毒であるけれども、口で飲んだとしたら死ぬといふ結果が起きないで軽い結果しか起きないとかいろいろあるといふやうに聞いております。そういうふうなことをいふと、やはり殺人の意思がある、あるいはあるとしてもそれ自身は不能犯である場合もあるわけでございます。そういうやうなことを考へますと、やはり流通食品に毒物そのものを入れる、本人は人を殺すに足るだろう、こう思つて入れたものでも、実はそういう結果が全然ないとしたら結果としては不能犯になつてしまふわけでございます。しかし、現実には身体には有害である、こういうやうな物質もあるわけでございます。

そういうやうなことを考へますと、やはり流通食品におよそ毒物と言はれてゐるものを混入するといふこと自体を、やはり非常に反社会的性のある行為である、こういうふうな規定する法律がなければならぬのではないだろうか。こういうことで、現実にはいろいろな薬物で、今申し上げてみましたように、例えば注射液としてならば猛毒であるけれども、経口として飲んだ場合には害がなはいとはいふ場合は、殺人罪といふやうな適用はできないのじゃないだろうかといふ気がいたします。そういうところで、やはりこのやうな規定をする意味は十分あらうかと思ひます。

○中村（憲）委員 御説明がよくわからないところもありませうけれども、議論をすればいろいろあると思ひます。しかし、時間がなくなりましたので、この辺で終わります。

○玉沢委員長 神田厚君。
○神田委員 毒物混入防止法案につきまして御質問を申し上げます。

午前中の参考人の陳述とそれから午後の質疑を通じて法案の内容も大分明らかになつてまいりましたが、限られた時間でありませうので、簡潔に何点かの質問をさせていただきます。

ただいまもちょっと御説明がありましたが、現在刑法があるわけでもありませんけれども、あえてこの当該法案を提出するという意義は一体どこにあるのか。刑法では不十分という御説明もいただきましたが、改めて御説明をお願いしたいと思ひます。

○宮崎議員 御承知のように、グリコ・森永事件といふのは流通食品に毒物を混入しまして、そして社会不安を巻き起こす、そういったやうな新しい型の犯罪でございませうので、なかなか刑法その他の――まあグリコ・森永事件そのものは身の代金目的の誘拐罪でありますとか恐喝とか、そういった既定の刑法上の罰則を加へればいいですけれども、これから起こる類似的犯罪といふものは刑法だけでは不十分じゃないか、やはりこういったものを、社会不安を解消するためには、流通食品に毒物を入れること自体を罰しなければならぬか、この犯罪には対抗できないんじゃないか、こういう気持ちで流通食品に毒物を入れるといふこと自体に着目をしてゐまして、そこへ犯罪として処罰する、こういうことにした次第でございませう。

○神田委員 次に、飲食料品について農水大臣が毒物混入防止のため、指導、助言等を行うことができる、こうなつておりますが、農水省だけで対応が可能であるのかどうか、この点につきまして御説明をいただきたいと思ひます。

○宮崎議員 農水大臣は、御承知のように流通食品の一部分の主務大臣で、流通の主務大臣でございます。酒類等は農水大臣でございませうが、流通食品の一般は農水大臣でございませう。ところが農水大臣だけでいろいろな処理ができるか、こうい

御質問でございますが、農水大臣でできるところはやっていただいて、そうでないところは、関係行政機関がたぐさんでございます。厚生省も関係がございましょうし、あるいはまた警察庁はもちろん関係がありましようし、そういった各省の行政機関に要請をしながらそういう行政措置をとっていい、こういうことでございます。

○神田委員 そうしますと、今答弁もございましたが、当該法案が通った場合には、どのような省庁が関連省庁となって、当該省庁はどのような措置を講ずることになるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○谷野政府委員 ただいま御指摘のように、この法律に定められました諸措置は、関係各省にまたがるわけでございます。私どもは第七條の主務大臣、これは流通食品のうち酒類は大蔵大臣でございますが、その他につきましては農林水産大臣が主務大臣ということになるわけでございますけれども、第七條の関連につきましては主務大臣として直接措置をする、こういうことに相なるうかというふうに思っております。その他の、第八條でございまして、第三条は「国」というふうに書かれておるわけでございまして、これらの製造業者に対する製品管理等の指導、助言等は農林水産省が中心となつて行つたわけでございまして、資金のあつせん等につきましては、政府関係金融機関を所管をいたします省庁におきまして直接的にこれを監督をしていられしやるわけでございしますから、そちらの方にお願いする、こういうことにならうかと思つたわけでございします。さらに、防犯体制でございまして、毒物の管理体制ということになりますと、それぞれ警察庁でございしますとあるいは厚生省その他がそれぞれの権限に基づいてやっていただいております。でございますから、それらの省庁がこれに当たつていただくことになるというふうに理解をいたしております。

○神田委員 それでは次に、九條一項をつくった理由はどうか、刑法と特に違ふ点は何でありますか。

○白川議員 これがある面では本法律案の刑罰法規で言うなら最も主たるところでございします。

このような法律がもしございせん場合はどういふことになるかという、飲食物の中には当然水も含まれるわけでございしますが、水道であるとか浄水に関しては、そういう中に毒物や人の健康を害するものを入れる場合というものは現に法律がございします。ですから、そちらの方でも罰しようと思へば罰せられるわけでございします。しかし、食品の中に毒物を入れるというそのこと自体を罰する法律はそれ自体ございせん。ですから、毒物を入れるという行為は刑法的には意味がないのであつて、その結果、人が死ぬんだらうか死なないのだからかというところに問題がいくわけでございします。もちろん、胃酸カリを入れたとしたらばこれは当然人を殺すために入れたといふことになるわけでございしますから、殺人罪の適用があるかと思ひますが、そのような形でない場合、要するに食品の中に毒物を入れること自体は、もしそれが人を殺すような殺傷力がないといふ場合でございしたら、それ自体は殺人未遂か、場合によつたら、殺人の気持ちはあつたのだけれども結果としてはそういうのは全然人を殺すに値しないといふことで、不能犯、不問に付すといふこともあるわけでございします。そういう意味で、およそ流通食品の中に毒物を入れようといふことについては罰しようといふことでこの九條を制定する必要があるわけでもあつたわけでございします。

○神田委員 次に、当該特別措置法案が国民の基本的な人権を侵害し、法体系そのもののバランスを崩す、一部にこういう意見もあつますが、この点につきましてもそういうようなことはならないのかどうか、御見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○宮崎議員 この法案は、御承知のように一般国民の生命を守るという趣旨でございまして、おっしゃるような国民の人権問題というにはならないのじゃないかと思つております。

これはやはり毒物が入つておつてそしてだれか食べると死ぬのじゃないか、そういうようなときでございしますから、それはやはり通知していただくというのが筋じゃないかと考えております。そのほか人権問題というものは全然関係はないのじゃないか、私はそういうふうに考えております。その点につきましては十條の罰則があるわけでございしますが、その点は四條の関係ですが、これは非常に絞つて、本当に毒物であるかどうか、あるいはそれを確実に確認をして知つたかといふことに限定をしておりますので、人権関係とかそういったことにはならないのじゃないかと考えております。

○神田委員 この法案の作成のきっかけになりましたグリコ・森永事件等の問題がございしますが、先ほども質問がありましたが、グリコ・森永事件の捜査の現況は先ほど聞かしていただきましたが、進展の状況といふものは、そのめどといふますが、これはどのようにお考えになつておりますか。

○広瀬説明員 お答え申し上げます。

一昨年の八月に犯人が終結宣言したものをい出して、その後は具体的な動きを一切とめておるわけでございしますが、警察といたしましては関係府県で約六百人の体制で鋭意捜査をいたしておりますけれども、何分にも有効な情報がなかなか得られないといふことで捜査は長期化したしておりますが、一日でも早く全面解決に結びつけますように、鋭意努力をしてみたいと思つております。

○神田委員 午前中の参考人に対する質問の中で、もう言及されておりましたが、当該法案をつくれば第二のグリコ・森永事件等は回避し得るというふうにお考えになつておりますか。抑止の効果といふ点、その点についてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○宮崎議員 この法律案は、御承知のように総合的に犯罪を防止しようといふことで、各省あるいはまた製造業者等全部、そういう社会的な悪徳犯

人に対抗しようといふこととございしますから、これがないときとあるときを考えますと、私は、こういうものを成立させていたしまして、そしてその上でまた行政官庁とも相談をしながら、製造業、その他の販売業の方々と連携をとりながら対処していくといふことになりますれば相当な効果が期待できる、こういうふうな確信をいたしている次第でございします。

○神田委員 次に、第三條で「国の施策等」について書かれておりますが、具体的にどのような施策を考えておりますか。

○宮崎議員 第三條の言ひますところの「国の施策」といふのは、国のできるいろいろな点がございますけれども、例えば毒物の管理体制を強化するとかあるいはまた販売店の防犯体制を整備強化するとか、そういったようなことが考えられておるわけでございまして、各省におきましていろいろと考慮していただきたい、こういうふうにお考えおるわけでございします。

○神田委員 次に、第四條の「毒物の混入等があつたことを知つた者」とはどのような状態を指すのか。これは修正で「とつ」といふ文言も変更されておりますが、その点、具体的にどういふふうなことを指しているのか。また、この四條によつてこの法律は一体どういふことを期待をされていることになるのか、その点を御説明をいただきたいと思ひます。

○宮崎議員 第四條のいわゆる警察への通報義務でございします。毒物が確実に流通食品に添加されたかあるいは混入しているといふことを知つた人、こういうことになつておまして、これは、単に犯人から入れたぞといふことで電話があつても、これが知つたといふことにはならないと私もは考えております。実際そうかどうか衛生試験所等で検査して、自分の工場でも検査してみても、果たしてそれが毒物であるかどうかという確証、確認を得て、なるほど毒物が入つてある、こういうことを確認をした上で知つた人と、こういうふうには非常に限定をされているわけでございまして、

その点十条との関係が出てまいるわけでござい
ますが、その点についていろいろと御議論がある
し、諸先生方から、一般の善意の第三者に対して
迷惑をかけるのじゃないかというような話があり
ますが、そういった意味では毛頭ございませ
ん。

○神田委員 次に、第五条に「必要な協力」とい
うような文言がございますが、これはどのような状
態を指すのでありますか。

○白川議員 第五条については、文字どおり、捜
査機関が犯人を捜査し、あるいは犯罪の被害を防
止するためにいろいろなことをしなければならな
い、こういうことがあるわけでございしますが、そ
れらすべてを含むということになるわけでござい
ます。

全体といたしましては、犯罪の捜査が円滑に行
われるようにということでございしますので、我々
特に期待したいのは、罰則はかけないけれども、
このような犯罪の対象にされたというあたりから
いろいろと情報を教えていただくということが本
当は特に必要なのではないかと思うわけでござい
ます。例えば、流通食品に確実に毒物が入ったと
いうような場合は、製造業者等も、それでもなお
かつ裏取引だとかあるいは黙っているというよう
なことはほとんど考えられないわけでござい
ますが、いろいろ、そういうことが確実になくて告知
をされたとか脅迫を受けたというような、そうい
うところが本当は微妙なんだろうと思うのです
が、そういうようなこと。それは全くいたずらに電
話の場合もあるかと思いますが、もしお金を払
わなければ確実に入れられてしまうというよう
なことがあって、業者としてはもうお金を払って
その犯人からは解放してもらいたいというよう
なこともいろいろあるかと思ひます。このような混
入等に関する犯罪ですから、確実に混入されたとい
うことではなくて混入されるおそれがある場合
のような、大多数がこういうケースが多いわけ
でございますが、そういうときを含めて、まず通報
してもらおうというようにこの中に当然に読

み取れるわけでございします。

それ以外に、いざ捜査を始めるようになったら
ば、いろいろとまた細かいことを捜査当局に教え
ていただかなければ、捜査当局の方も適切な捜査
が遂行できないわけでございしますので、そういう
ことはまた協力していただき、こういうことでご
ざいます。そういうふうに御理解いただければ幸
いでございします。

○神田委員 これは通告はしていなかったのです
が、午前中の参考人のお話や何かで、被害の実態
が報告されてきて、それで、その被害に遭った企
業を救済する措置を何らかの形で考えてくれな
い、こういうような要望も強く出されておりました。
この点につきましては、法律とは直接関係はあり
ませんけれども、どんなふうな形でお考えになっ
ておられますか。

○宮崎議員 被害に對しましては、第八条に「製
造業者等」に對し、必要な指導、助言、資金のあ
つせんその他」と書いてございします。この前のグリ
コ・森永事件のときには、森永製品をバックで売
るようなことをあつせんをしたわけでございま
す。そしてなおまた、資金のあつせんでもござい
すとかあるいはまた雇用問題でありますとか、そ
ういった現行法でできる各省が持っている権限を
使つてそういうものを救済しよう、こういう
ような趣旨でございまして、これは、そういう
被害が出ますと各省協議しながらやっていくだ
ろう、そういうことを期待をしているわけでござ
います。

○神田委員 この防止法案はどちらかというと、
とにかく、法律ですからそれによつて規制をする
という感じでありまして、未然に毒物の混入を阻
止するということ、これは法律で罰則を決めた
だけではだめでありまして、つまり、行政などが
かなりきめ細かな指導をしていかなければなら
ない問題だと思ひますが、その点について
どういふふうにお考えになりますか。

○宮崎議員 御承知のように、この法案が成立し
ますと、そういうたきめの細かい配慮が必要

だと思ひます。私は、今の神田先生の御説、ごも
つともだと思つておりました、実際にそういう指
導をしていくということが必要だと考えておりま
す。

○神田委員 終わります。

○玉沢委員長 山原健二郎君。

○山原委員 質問の最後になりましたので、重複
する面があるかもしれませんが、質問をいたしま
す。

この法案の提出あるいは作成の段階で、日弁連
等の関係団体と協議をされているのでしょうか。

○白川議員 日弁連という具体的な御指摘でござ
いしますが、日弁連と具体的な協議というよう
なことは別にやっております。ただ、お尋ねの点で
ございしますが、全体としての法体系の上ですど
うだろうかというようなことが非常に問題になる
わけでございします。この法律だけ特別に突出する
ということについては、大変日弁連も関心を持
っております。そういう面では、そういうことに
ついては法務省あるいは法律の専門家その他から十分
事情は聴取をいたしております。

○山原委員 けさも参考人に申し上げたので
すが、東京弁護士会は反対の声明を発表されてお
られます。これは意見書を出しております。さら
に、日弁連の中でも、重大な問題として反対の意
向が随分強いということも聞いております。こ
ういふ法曹界の見解というのはいささか重
持しているわけですね。例えば刑法の法改正案
について、日弁連の反対もありましてこれが長
年にわたつて取り組むことができない状態も続
いているわけでして、そういう意味では非常に重
持しているというふうに感じられます。特に、
人権に関する刑罰の問題が入つてまいります
から、そういう意味で私が心配しておりますのは、
こういう非常に深い関係をもち、関心を持って
おる団体、この法案が拙速に過ぎますと、全く寝
耳に水とかあるいは寝首をかれたかというよう
なことになるかという情勢がございしますので、こ
ういふ法案については当然慎重な審議が必要であ

るということを最初に申し上げておきたいと思
ひます。

さて、グリコ・森永事件の犯人の罪名としてど
ういうものが考えられるかということですが、法
務省おいでになりましたらお答えいただきたいの
です。

○東條説明員 お答え申し上げます。

いわゆるグリコ・森永事件につきましまして、先
ほど来警察庁の方から御答弁ございましたように
現に捜査中でございます。したがって、いかな
る罰則が適用できるものなのか断定的に申し上げ
ることはできないわけでございします。

ただ、今日まで一応表面にあらわれております
事実関係を前提といたしますと、当初からずっと
一連の流れがございしますが、身の代金目的の拐取
すとか身の代金要求の罪とか監禁致傷、強盗致
傷、放火、恐喝未遂、殺人未遂、業務妨害などの
罪名が想定されるということでございします。

○山原委員 かつて、これが問題になりました
きの八四年十二月十四日の衆議院法務委員会
で、法務省刑事局長がこういう答弁をしておられ
ました。「現行法規に照らせば、もし犯人が検挙さ
れて、真相解明して起訴がなされ、裁判になると
いうような場合に、現在の状況から判断いたしま
しても、それぞれの罪名について極めて情状の重
い類型であるということは一一致して言えようか
と思ひます。こういうふうには断言しておられま
して、さらに同局長は、罪名について主なものだけ
として、一、江崎グリコ社長の監禁致傷あるいは
身の代金目的の拐取、二、森永製菓等に対する恐喝
未遂、三、青酸ソーダ混入品の配布は事実関係
かんによつては殺人未遂の成立もあり得る、四、
これらの行為による威力業務妨害、五、工場等へ
の放火で建造物侵入あるいは建造物放火、六、脅
迫状の送付で脅迫、七、男女二人の監禁、八、ビ
ストルを使用したので銃砲刀剣等違反などが適用
されるとしております。これらに対する刑罰
は、一番重いのが無期懲役、場合によっては殺人
未遂で死刑であると述べております。さらに、

毒物について言うならば毒劇物取締法もあり、刑罰は以上述べられた数種の罪の併合罪として科せられるものであり、こういうふうな述べておきまして、まさに重罰の適用が現行法においても存在するわけでございます。

こういうふうな考えますと、つまり現行法規でも十分重罰を科することはできますし、新たな立法措置は必要ではないかという理屈が強いわけですね。あえてここに出してきたのは何かという事です。これは先ほどからお答えを聞いておりますけれども、なお、ここで一度はつきりさせていたいただきたいのです。

○宮崎議員 グリコ・森永のいわゆる過去の犯罪につきましては、お話しのようなことを私も伺っております。今の御質問は、こういった刑法の処罰がいろいろあるのにあえてこのような法律をつくるのかということでございます。

これから、この法律が成立した後の問題でございますが、そういったグリコ・森永型の犯罪、つまり私どもが日常買って食べている流通食品に毒物を混入した、そして社会を非常な不安に陥れる、こういう類型のことに對しては現行法では少し不足しているのではないかと、こういうふうな考えております。そしてまた、流通食品に対する毒物混入という犯罪を中心にしたしまして、そういうことのないように総合的な政策、総合的な規定をいたしまして、こういった種類の犯罪を極力防いで、人命の失われることを防ぎ、また、私どもの日常生活が安心してやっているとけるように、こういう趣旨で立案をしたものでございます。

○山原委員 けさ、弁護士藤崎さんの陳述にもあったわけですが、あの方は随分疑問点を持っておられるのです。毒物混入行為そのものを取り締まる法規がないということ、この法案には賛成であるというふうにおっしゃって、よく聞いていると反対であるかのような論理を展開されながら、同時に、そのところで賛成だ、こうおっしゃったのですから、私は質問の中で、毒物劇物取締法がありまして、もしどうしても必要という

ならば、何人も流通食品に毒物を混入等をしてはならないという規定を入れるならば、何も現行刑法体系のバランスを崩さなくてもできるのじゃないかということをおっしゃったわけでございます。類似犯罪の類発を理由にして、こうした類の犯罪については現行法規では対処できないという言い方も、私はまことに不十分な論拠だと思ひますが、この点はいかがですか。

○白川議員 グリコ・森永事件にどういう法律が適用できて、犯人をどう罰することができ、か、こういうことについては、先生が御指摘のとおりだと思います。

ただ、何度も宮崎先生の方からお話をしておりますとおり、国民の今口にするものの七割、八割が実は流通食品であるわけでございます。そこに毒物を入れるということは、万一本当にそれが行われたら大変な被害が出てくるわけでございます。すし、そのような行為というのは例えば森永にしるグリコにしる大変大きな会社でございますが、そこからただ単に何らかのいろいろな他の手段で金員を奪取しようというに比べてならば、いわゆる大勢の人をあわせて不安に巻き込むわけでございます。現にグリコ・森永事件が起きたときは二つの商品そのものは事実上ほとんどすべてのスーパーマーケット、商店から影を消した。また、そうしなければ逆に国民も納得できないというところもあったわけでございます。

そういう意味では、現行法規で十分対処できるということではなくて、流通食品に毒物を混入するというのは明らかにもう一つ守らなければならぬ大事な法益に対する重大な犯罪行為ではないだろうか、こういう点に着目をして、流通食品に毒物等を混入するという行為を罰しようという一つの規定を設けたわけでございます。厳罰主義とか重罰主義とかといういろいろな反対意見もあるわけでございますが、それはむしろ当たらないと思っております。

○山原委員 先ほどこれは参考人の池田さんでしたか、いたずらというのが出てきましたね。ちょ

っと私もたじろいだわけでございますけれども、いたずらにしまして類似犯行であることは間違いないですね、それは業務の妨害にもなるわけですね。それに対してはことごとくそれに対応できる法的処分もあるわけでございます。全く何もないいたずらという特異なものを契機にして法律を強化し、また警察の力まで拡大をしていくというやり方には賛成できないわけであって、その点はお考えと思ひます。国民の不安とかそういうものはもちろんわかりますからね。これに對して対応しなければならぬのはもちろんであり、まずけれども、そのところは納得できないのです。類似犯が頻発するのは、考えてみるとやはりあのグリコ・森永事件の犯人をいまだ逮捕していないという肝心なめこのところが残っているわけですね。その他のものについては先ほど説明がありましたようにそれ相応の検挙もしたり逮捕もしたり、またそれへの処置もしたということが報告されておるわけでございますが、こういう同類犯を防ぐという一番の肝心のところは、何と云っても肝心かなめの犯人を逮捕するということですね。これが警察当局において失敗をしておる。これは前の法務委員会でも法務省の方から説明されておりますが、何となく失敗を取り逃がす、このことがあるわけであって、この失態を反省して一刻も早く真犯人を捕まえるというところに重点を置くべきであって、この肝心なめこの問題を新しい法律にすりかえるということは許されないことだと思ひます。しかもその上に、今申しましたように警察の力を拡大するということについては、まさにこれは言語道断な考え方であるというふうに考えております。

その意味において、法案の幾つかの問題点について質問したいのですが、今まで問題になりました第四条ですね。毒物混入を知った者に警察官等への届け出義務を課し、しかも第十條で違反者を「二十万円以下の罰金に処す。」としておりますが、この規定を盛り込んだ理由は何かということでございますが、簡単にお答えをいただきたいので

す。

○宮崎議員 グリコ・森永事件の犯人が捕まらないうことは私も先生と同じような気持ちで、早くひとつ捕まえてやっていただきたいと思ひます。

その問題と、この法律で警察権限の拡大を意図しているのはなからうかといった意味の御発言かと思ひますけれども、実はこれは決してそういつたことではなくて、やはり国民の生命を守り、そしてまたそういった毒物混入ということから発生しますところの私どもの社会的な不安、そういったものを取り除こうという趣旨でございます。まして、流通食品に毒物が入ったということの事実を知った人は警察官に届けてください、こういう規定をしていくわけでございます。その知ったというところがわさとか単なる電話連絡とかそういうことではなくて、本当に毒物がその商品の中に入っているというところを実際に実証して確認をして知った者、第四條でございますが、届け出義務はそれに対するこの届け出義務を担保するための罰則二十万円というのはいささか意味でございます。どうぞひとつ御理解を賜りたい。

○山原委員 法務省の方へ伺いますが、一般人に對して届け出義務違反を罰するというような、こういう法律といえますか規定といえますか、そういうものはほかにございますでしょうか。

○東條説明員 お答え申し上げます。

全法律をくまなく調べたわけではございませんが、あるいは漏れているものがあるかと思ひますが、一般人に對して何らかの事由があったときに届け出義務を課しまして、その届け出のなかったことを処罰する法律としては軽犯罪法一条の十八号で、これは自己の占有する場所の中に老幼、不具、傷病のために扶助を要する者あるいは死体などを発見したのに速やかにこれを公務員に申し出なかった者を処罰するという規定で、もちろん拘留または科料という輕微な罰金でございます。

それから、御承知かと思いますが、銃刀法の二十三條に、銃砲刀剣類を発見しあるいは拾得した者は速やかに最寄りの警察官に届け出ないという規定を置きまして、その違反につきましては三十五條で十萬圓以下の罰金にする、こういう規定がございます。

それから、非常に罰則の重いもので適當かどうか存じませんが、古い法律で爆発物取締罰則という法律がございます。この七條は「爆発物ヲ発見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ百圓以下ノ罰金ニ処ス」、それから八條は、第一條から第五條の、これは爆発物取締罰則の使用犯罪でございまして、「ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」。こういうのが罰則を伴ういわゆる一般人に対する届け出義務。

少しモディファイされたものといましては、例えば伝染病予防法というこれも古い法律でございまして、第四條に「伝染病又ハ其ノ疑アル患者若クハ其ノ死者アリタル家ニ於テハ」「直ニ其ノ所在地ノ市町村長、検査委員又ハ予防委員ニ届出ヘシ」、そしてその義務主体は、例えば家の中でありますと当時の概念で世帯主、それから社寺等でありましたらその管理の責任者ということに限定はいたしますが、やはり届け出ない者について、これは三十一條でございまして罰則を科するといふ、こういうのがさしあたり見渡したところ見つけ出した規定であるということでございます。

○山原委員 極めて特殊と言つてはあれですけれども、伝染病あるいは銃砲を持つてゐるというのは、これは明白なことでありますし、爆発物取締罰則、これは太政官布告で明治十七年にできた、こう言われているわけですが、現憲法のもとにおいてはこれは問題はないと思ひますが、そういう特異な法規定と言へると思ひますが、例えば毒物が混入されたかどうかということなどについては一般の人には判断しにくいことなすね。けれ

ども、それを届け出なければ罰則があるということになつてきますと、例えば警察の判断で、毒物混入を知つていた疑いがあるとして特定の者に対してこれを強制捜査するとかあるいは検束するとか、そういう規定の根拠になり得ないという保証はないわけですね。そういう意味で、これは警察の職權利用に結びつく危険性を持つてゐるわけでございます。そういう意味でいろいろこの法案に対して御意見が出てゐるわけでございます。

また、第九條で、流通食品への毒物混入等を行つた者に対しては「十年以下の懲役又は三十萬圓以下の罰金に処する」となつておりますが、ここでも、時間がなくなつてしまつたが、法務省の方に一言簡単に聞きたいのですが、昭和四十六年十一月に法制審刑法特別部会が決めました改正刑法草案では、飲料水や多数人の飲食に供する物またはその原料に毒物その他健康に害のあるものを混入した者は三年以下の懲役に処する、こういうふうになつてゐると思ひます。これらも考えましたときに、改正刑法草案自体については随分法曹界からも反対がありまして、いまだにこれは成立をしていない。そういう批判として、この草案の刑罰がいゝゆる重罰主義であるという意見が出てゐるわけですね。

そういうことから考えまして、いろいろこの法案について気持ちをおしやつておられます、そのことはわからないわけではありませぬけれども、法案としてはこれは非常に問題を持つてゐる法案である。現行法で十分対処できる状態であるにもかかわらず、こういう重大な問題点を持つてゐる法案を出されたことに對して私は反対をしたと思ひます。そういう意味で、撤回をしていただきたいという気持ちを持つておるわけでございますが、少なくとも撤回をするとはおっしゃらないと思ひますね。そういう意味で、どういふお考えを持つておるか、ちよつとここで伺つておきたいのです。

○宮崎議員 第四條の規定がいゝゆる警察權力の拡充じゃないか、知つた疑いのある者まで調べる

のではないか、こういうようなお話でございまして、現実と言つて一般の人にはほとんどないんじやないか、私はそういうふうに考へております。知つたといふことも、故意に毒物を混入するといふその混入したと、毒物がその中に入つてゐるといふことを実証しなければ、この第四條といふのは届け出る必要はない、こういうふうな考へますので、常識的には一般の人はいゝうにかかり合ひはないんじやないか、こういうふうな考へております。もちろん、この「知つた者」といふものについて各党間でいろいろな御意見があるように承つておるわけでございますが、その点はひとつ彈力的に考へたいと思つております。

なおまた、第九條の罰則の問題でございまして、先ほどもちよつと法務省の方で答弁がございましたが、私も、特に懲役十年以下、三十萬圓の罰金といふのが現行法の中で非常に突出してゐるというふうにとれませぬので、浄水への毒物混入でありますとか水道に対する犯罪でありますとかいろいろなもの、それからまた社会不安を起すところの騒擾の罪、これは十年以下の懲役でございまして、さういふたいろいろなこと考へあわせて、さう突出してゐると思はないわけでございます。要は、罰則の方ではなくて、さういふ社会的な不安、この前のグリコ・森永事件のときあの不安を思い出していただきまして、人命に關する問題でございまして、特にまた、スーパーに並べられてゐるものは實際は字の読めない子供たちの食べる食品が多いわけでございます。そういう意味から、私も、人命の安全として私どもの社会生活の安全を願つてこの法案をつくり、そして総合的にさういふた悪習慣に對抗しよう、さういふ趣旨でございまして、御理解を賜りたい。もちろん、すぐ撤回するといふことは考へておりません。

○山原委員 食品に毒物を混入するなどといふことが人道的にも許されてよい行為でないことはもちろんです。それからまた、今おっしゃいました

子供を含めて国民の生命の安全を守るといふ点からもおっしゃつておられることはわかるのです。しかし、これが一たび法律として動き始めたときにどういふ事態が起るかといふことについては当然正當な論議をしておかなければならないところでございます。さういふ意味で、私いかに老妻心かのごとく言つてゐるわけですけれども、一たび警察の權力といふものを拡大してゐるわけですね。さういふ点から考へまして、過去の経験から申しまして、これについては十分な歯どめをかけなければならぬといふのは、これは私どもだけの考へ方ではなくて、法曹界あるいは先ほど言いました東京弁護士会にしましてもあるいは日弁連等にしましてもいろいろの意見があることはもう間違ひございません。その意見の重みといふものは、私たちはやはりかみしめていく必要があると思ひます。

私は、この農水の委員会にこの法案が出されたときに、もちろん食品の問題に關しますから農水の委員会の責任において論議をすべきだと思ひます。けれども、一たび法律また刑事罰の問題といふことになつてまいりますと、国会の中にはそれなりの機關もあるわけですね、例えば法務委員会とか地方行政委員会とかいふところがあるわけですから、少なくともこれらとの連合審査等を経まして、慎重審議の結果これに對する決着をつけていく、さういふ態度をとつていただきたいといふことを、これは委員長にも切に御要請を申し上げまして、私のさういふ質問を終わらせていただきます。

○玉沢委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。次回、明三日本曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時三十八分散會

昭和六十二年九月十日印刷

昭和六十二年九月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局